

平成22年7月

大気・水質等 常時監視結果 (平成21年度)

兵庫県農政環境部環境管理局

環境基本法 16 条において「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気・水質・騒音等についての環境基準を定めることとなっています。

県及び国・政令市は、この環境基準の達成状況を確認するため、大気汚染防止法 22 条、水質汚濁防止法 15 条に基づき、大気・水質の常時監視を実施しています。

本書は、平成 21 年度における大気常時監視測定結果及び水質常時監視測定結果並びに自動車・航空機騒音等の測定結果等を収録するとともに、環境基準達成状況等についてとりまとめたものです。

なお、データは資料編に添付しますので、本編とあわせてご活用ください。

○平成 21 年度の測定地点数

- (1) 大気 一般環境大気測定局 59 局 自動車排出ガス測定局 31 局
有害大気汚染物質 8 地点
- (2) 自動車騒音 58 地点 (うち定点観測地点 40 地点)
- (3) 航空機騒音 12 地点
- (4) 新幹線鉄道騒音 14 地点
- (5) 公共用水域 河川 39 水域、海域 26 水域、湖沼 1 水域
- (6) 地下水 概況調査 101 地点
定期モニタリング調査 106 地区
- (7) ダイオキシン類 大気 10 地点、水質及び底質 18 地点、土壌 5 地点

(本編)

< 目 次 >

第1	大気汚染の状況	
1	一般環境	
(1)	二酸化硫黄	1
(2)	二酸化窒素	1
(3)	浮遊粒子状物質	1
2	自動車排出ガス	
(1)	二酸化窒素	2
(2)	浮遊粒子状物質	2
(3)	一酸化炭素	2
(4)	自動車 NOx・PM 法対策地域の状況	3
3	光化学オキシダント	4
4	有害大気汚染物質	4
5	アスベスト	5
6	酸性雨	5
第2	騒音・振動の状況	
1	自動車騒音、振動	6
2	航空機騒音	6
3	新幹線鉄道騒音、振動	7
第3	水質汚濁の状況	
1	公共用水域	7
2	地下水	9
第4	ダイオキシン類に係る環境の状況	
1	大気	10
2	水質及び底質	10
3	土壌	10

第1 大気汚染の状況

1 一般環境 (表1)

(1) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局 (以下「一般局」という。) 40局で測定を行い、昭和54年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、昭和48年度以降継続して測定している局 (23局) の年平均値は0.002ppmであり、近年、さらにゆるやかな減少傾向にある。(図1-2)

(2) 二酸化窒素

一般局58局で測定を行い、平成11年度以降、全局で環境基準を達成している。(図1-1)

また、昭和53年度以降継続して測定している局 (33局) の年平均値は0.015ppmであり、平成8年度以降、減少傾向にある。(図1-2)

(3) 浮遊粒子状物質

一般局57局で測定を行い、全局で環境基準を達成した (平成20年度は58局中、57局で達成)。(図1-1)

また、昭和51年度以降継続して測定している局 (30局) の年平均値は0.022mg/m³であり、近年、減少傾向にある。(図1-2)

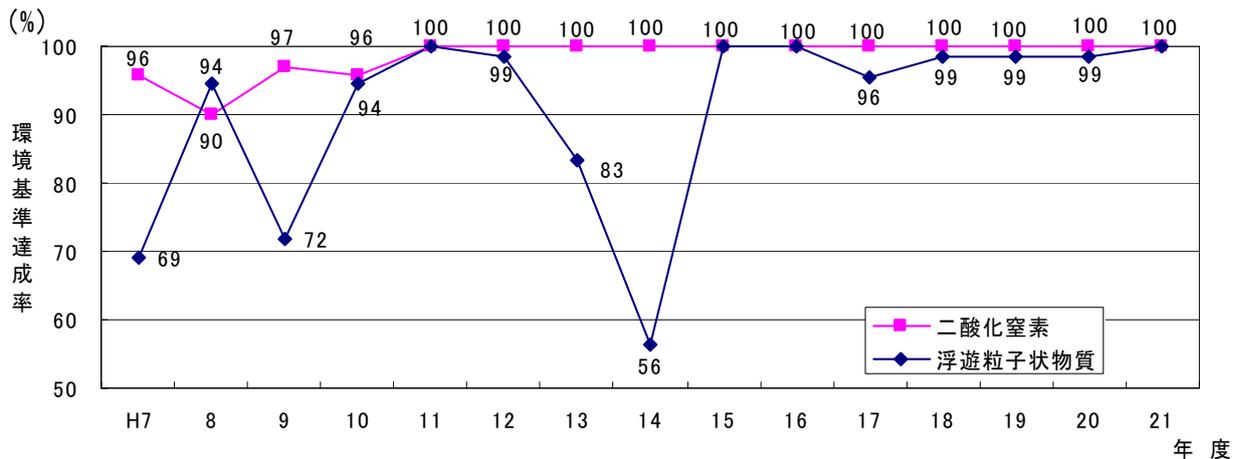
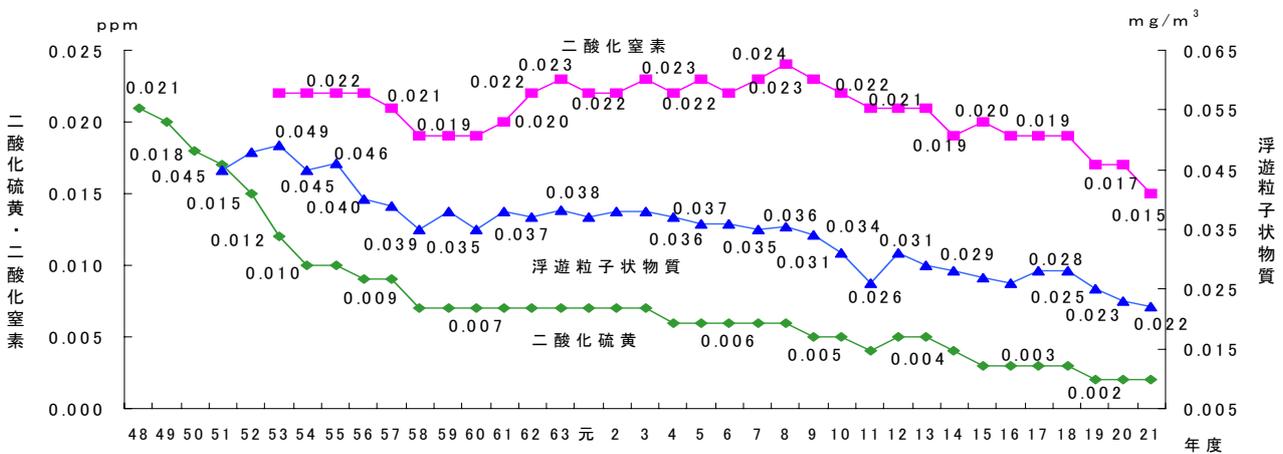


図1-1 環境基準達成状況(一般局)



(備考)一般環境大気継続測定局の年平均値の平均を示す。

図1-2 一般環境大気汚染の推移

2 自動車排出ガス（表2）

(1) 二酸化窒素

自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）31局で測定を行い、30局で環境基準を達成している（平成20年度は29局中、28局で達成）。（図2-1）

なお、環境基準未達成の1局は国道176号の栄町（宝塚市）である。

また、昭和53年度以降継続して測定している局（19局）の年平均値は0.025ppmであり、平成12年度以降、減少傾向にある。（図2-2）

(2) 浮遊粒子状物質

自排局26局で測定を行い、平成20年度以降、全局で環境基準を達成している。（図2-1）

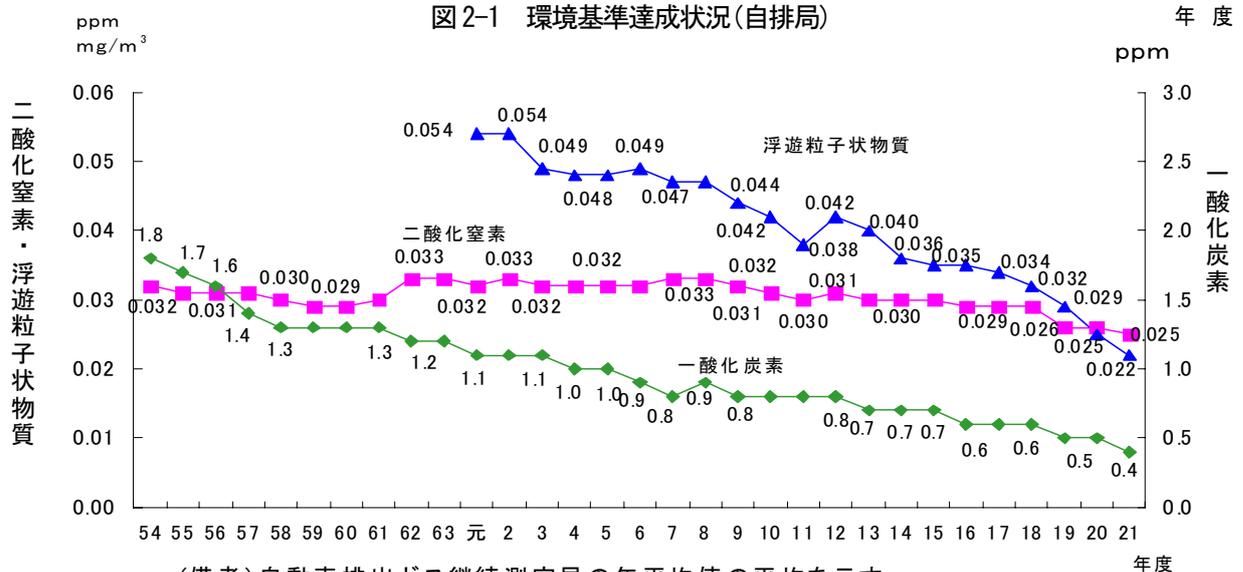
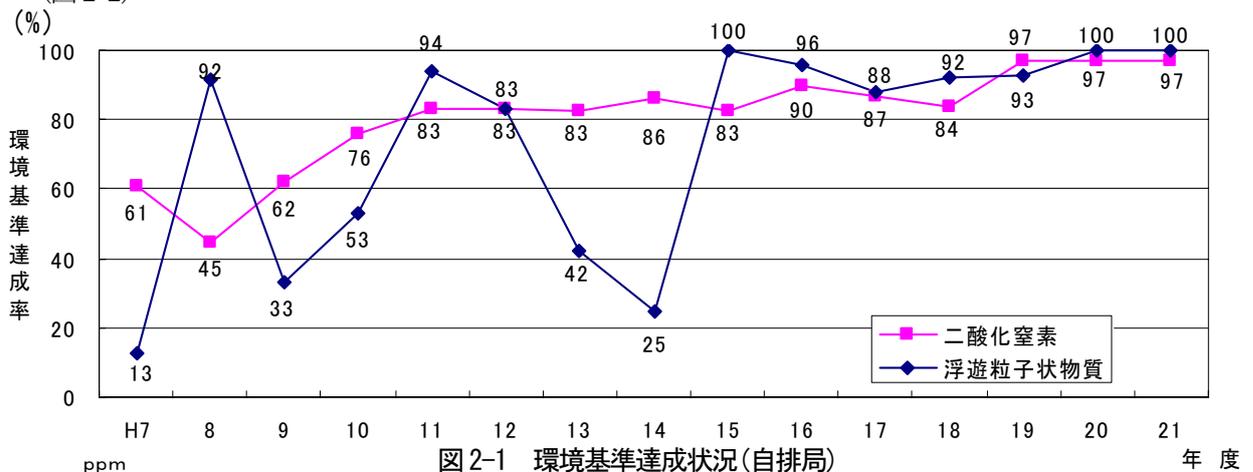
また、平成元年度以降、継続して測定している局（7局）の年平均値は0.022mg/m³であり、減少傾向にある。（図2-2）

(3) 一酸化炭素

自排局25局で測定を行い、昭和51年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、昭和53年度以降継続して測定している局（16局）の年平均値は0.4ppmであり、減少傾向にある。

（図2-2）



（備考）自動車排出ガス継続測定局の年平均値の平均を示す。

図2-2 自動車排出ガスによる大気汚染の推移

(4) 自動車NOx・PM 法対策地域の状況

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として自動車NOx・PM 法対策地域*1が指定されて、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には自動車NOx・PM 法が適用されないことから、本県では「環境の保全と創造に関する条例」(平成16年10月施行)に基づき、阪神東南部地域*2において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、一層の改善傾向がみられる。(図3)

*1: 自動車NOx・PM 法対策地域・・・神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

*2: 阪神東南部地域・・・神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

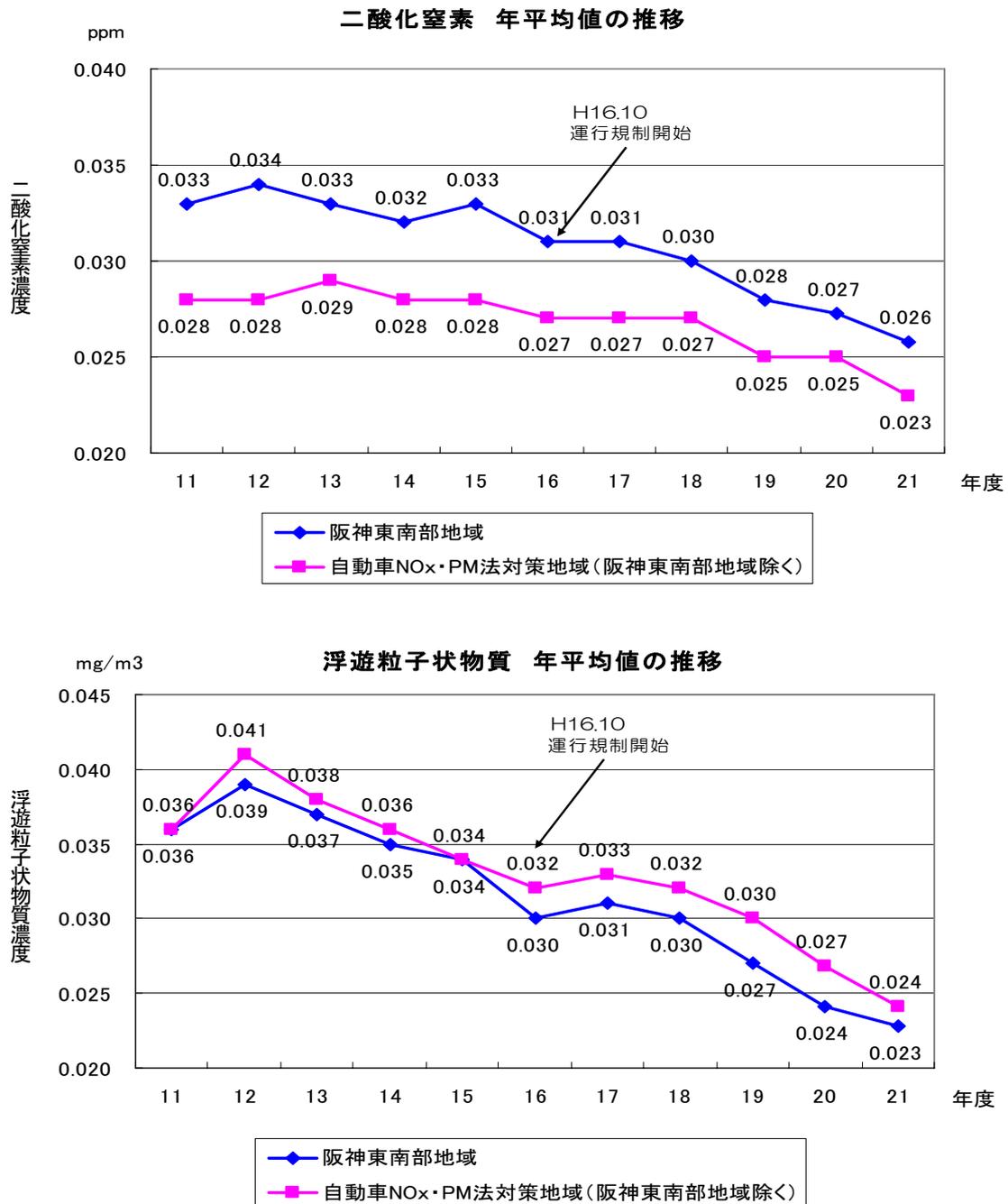


図3 自動車NOx・PM 法対策地域の状況

3 光化学オキシダント (表3、4)

一般局 52 局で測定を行い、全局で環境基準は未達成である (平成 20 年度は全 53 局で未達成)。

また、昭和 51 年度以降継続して測定している局 (33 局) の昼間の日最高 1 時間値の平均値は 0.050ppm であり、近年、漸増傾向にある。(図 4)

平成 21 年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は 5 回であり、昨年の発令回数を下まわった。(図 4)

なお、光化学オキシダントによる被害届はなかった。

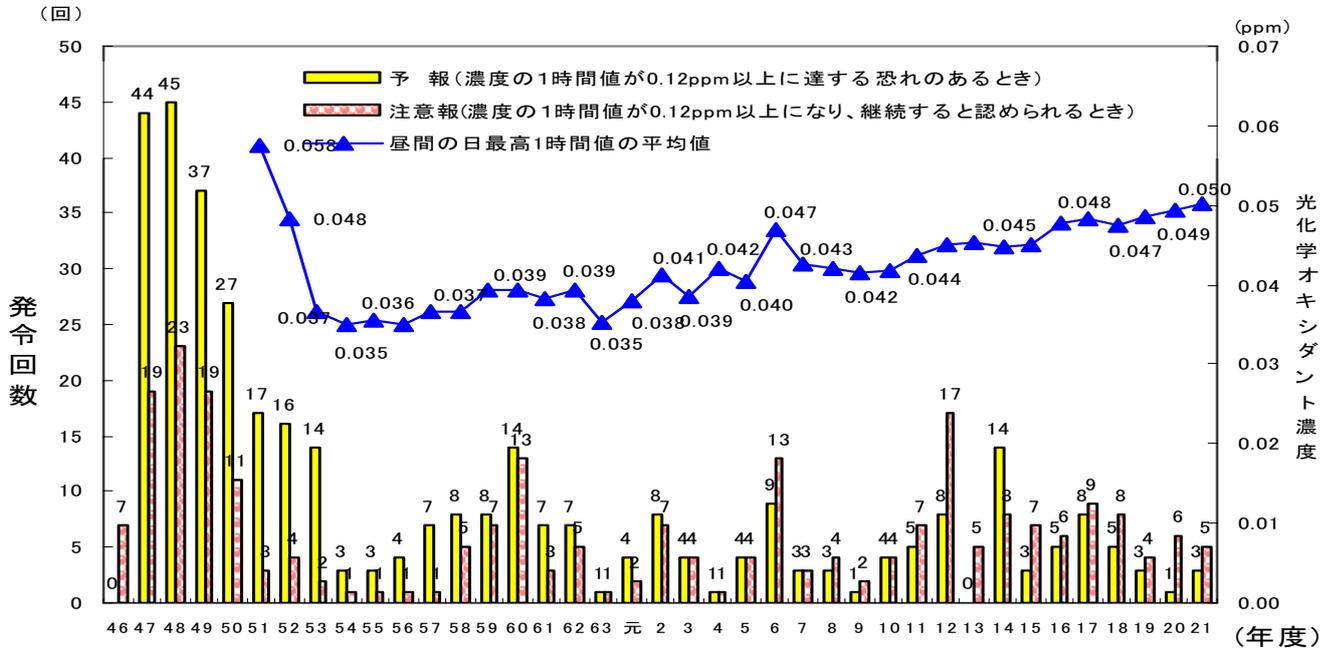
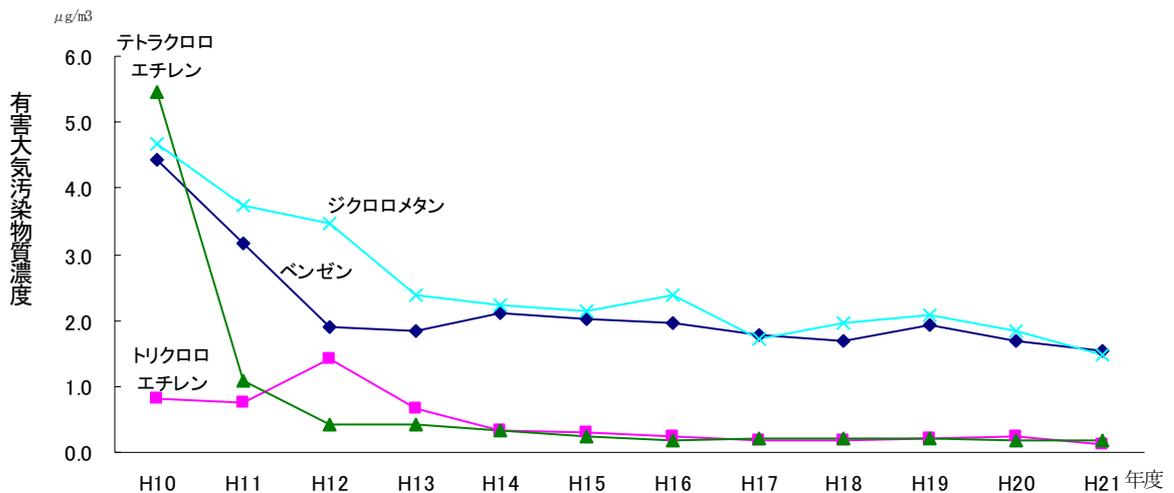


図4 光化学オキシダント濃度の推移・光化学スモッグ注意報等発令回数

4 有害大気汚染物質 (表5)

8 地点で 19 物質について測定を行った。このうち環境基準が設定されている 4 物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) はすべての地点で環境基準を達成している。

なお、4 物質の年平均濃度は、近年ほぼ横ばいの状況にある。(図 5)



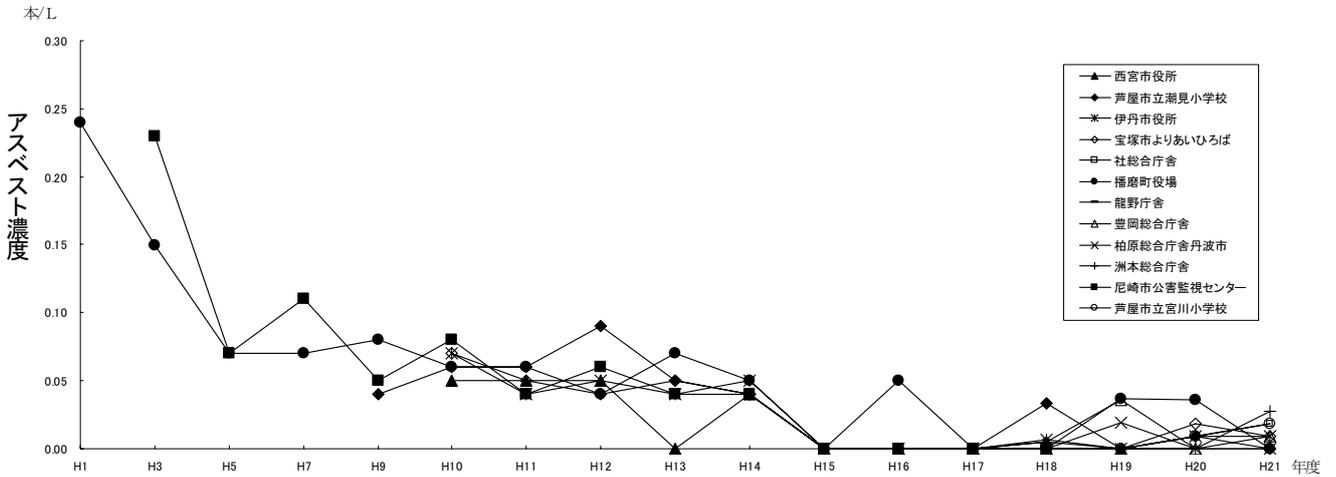
(備考) 各測定地点の平均値

図5 有害大気汚染物質濃度の推移

5 アスベスト (表6)

平成21年度に一般環境9地点においてアスベスト濃度のモニタリングを実施した結果、4地点で不検出、5地点で最大0.06~0.11本/Lであり、近年ほぼ横ばいの状況にある。

また、道路沿道1地点では不検出~0.11本/Lであった。(図6)



(備考) 尼崎市はH18、西宮市はH19まで (以降、各市で測定を実施)

図6 環境中アスベスト濃度の推移

6 酸性雨 (表7)

神戸、豊岡における雨水のpHの年平均値はともに4.8であり、近年、ほぼ横ばいの傾向にある。(図7)

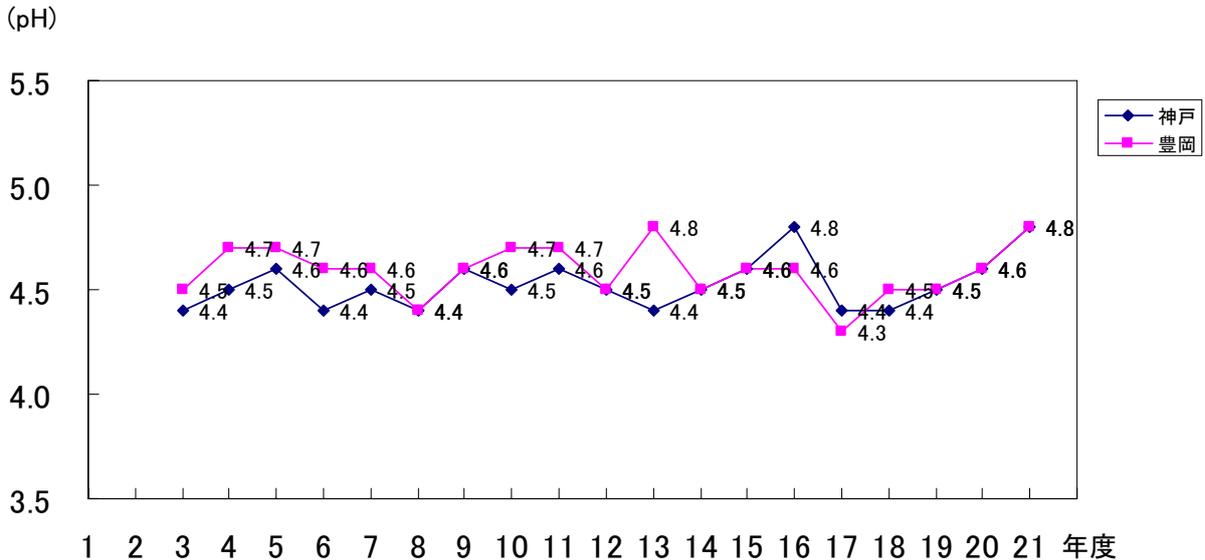


図7 雨水のpHの推移

(2) 関西国際空港（表 11）

関西国際空港の飛行経路一部は、淡路島の上空を通過しているため、淡路市及び南あわじ市の 5 地点で航空機騒音の測定を行っている。淡路市及び南あわじ市には、航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、すべての測定地点において、I 類型の環境基準値 70WECPNL（住居系地域）に比べ充分低い状況にある。

3 新幹線鉄道騒音、振動（表 12）

(1) 騒音

主として住居の用に供される地域（I 類型）では 12 地点中 6 地点において、商工業の用に供される地域等（II 類型）では 2 地点すべてにおいて環境基準を達成している（近接軌道中心から 25m の地点において環境基準の達成を評価。平成 20 年度は 8 地点で達成）。

なお、環境基準が未達成である 6 地点については、住宅地域に対する暫定目標（75dB）を達成している。

(2) 振動

平成 21 年度は、全 14 地点（騒音測定と同地点）において指針値（70dB）を下回っている（平成 20 年度も全 14 地点で達成）。

第 3 水質汚濁の状況

1 公共用水域

(1) 健康項目（表 13）

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する 26 項目のうち、砒素、ふっ素、ほう素を除く 23 項目で、すべての測定地点で環境基準を達成している。（環境基準達成率 96%）

砒素については、最明寺川の最明寺橋の 1 地点で、ふっ素については、有馬川の長尾佐橋、明治橋、船坂川の船坂橋、下田橋下流、西川の西久保橋、太多田川の蓬萊峽山荘前、千都橋、座頭谷川の流末、仁川の鷺林寺橋、甲山橋、地すべり資料館横の 11 地点で基準値を超過している。いずれも地質による自然的な影響である。

また、ほう素については、宇谷川の旭大橋上流 100m の 1 地点で基準値を超過している。この地点は感潮域で海水の影響を受けたものである。

なお、いずれの地点においても、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

(2) 生活環境項目（表 14）

生活環境の保全に関する項目について、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)（河川）及び化学的酸素要求量(COD)（海域及び湖沼）により環境基準の達成状況をみると、平成 21 年度は、河川では 39 水域中 38 水域（環境基準達成率 97%）、海域では 26 水域中 20 水域（同 77%）で環境基準を達成している。湖沼 1 水域では、環境基準を達成していない。

経年変化をみると、河川では長期的には改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図 9）

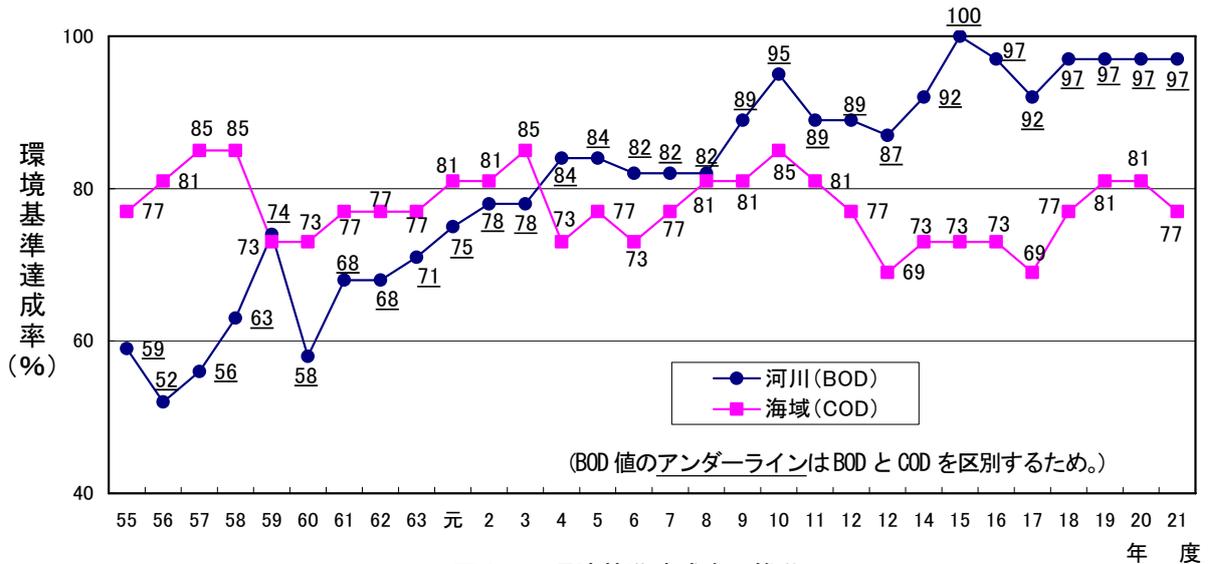


図9 環境基準達成率の推移

環境基準達成水域数

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$$

① 河川(BOD)

河川水質については、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア 阪神地域

11 水域中 10 水域で環境基準を達成しており、達成しなかった水域は、猪名川下流(2)である。

イ 播磨地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向を示している。

ウ 但馬地域

円山川をはじめとする日本海流入諸河川（竹野川、佐津川、矢田川及び岸田川）の 8 水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ 淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、長期的にはほぼ横ばいの傾向を示している。

② 海域(COD、全窒素及び全磷)

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心に COD が環境基準未達成の状態にある。

ここ数年、瀬戸内海流入河川については、水質改善が図られてきているが、海域の水質(COD)改善に結びつかず、横ばい傾向である。これは、海水交換が悪い閉鎖性水域であること等が、短期間での水質改善を困難にしていると考えられる。

ア 大阪湾

COD については、9 水域中 6 水域で、全窒素及び全磷については 3 水域中 2 水域で環境基準を達成している。

イ 播磨灘(播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む)

CODについては15水域中12水域で、全窒素及び全リンについては6水域全てで環境基準を達成している。

ウ 日本海

山陰海岸地先海域のCODについては、環境基準を達成し、良好な水質を維持している。

津居山港海域のCODについても、環境基準を達成している。

③ 湖沼(COD及び全リン)

千苧水源池のCODについては、環境基準が未達成である。全リンについても、暫定目標値を未達成である。

2 地下水(表15)

(1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、101地点で調査を行い、92地点で環境基準を達成した(環境基準達成率91%)。

新たに環境基準を超過した地点は、砒素で3地点(姫路市夢前町山之内、西宮市東町、加古川市尾上町長田)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で5地点(姫路市香寺町土師、姫路市夢前町古瀬畑、加西市朝妻町、南あわじ市広田、福崎町東田原)、ふっ素で1地点(加古川市志方町大沢)であるが、既に飲用指導を行っており、健康影響が生じるおそれはない。(表15(3))

なお、これらの地点は、以後、継続監視調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2) 継続監視調査(汚染地区調査)

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、平成21年度は21市5町の106地区184地点(795検体)で調査を行った。内訳は、鉛(11検体)、砒素(31検体)、揮発性有機塩素化合物(668検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(69検体)、ふっ素(13検体)、ほう素(3検体)である。(表15(4))

その結果、鉛2検体、砒素7検体、揮発性有機塩素化合物78検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素21検体、ふっ素9検体、ほう素2検体が環境基準を超過した。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。

揮発性有機塩素化合物による汚染については、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行うとともに、原因者に対しては、浄化対策指導等を行っている。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染については、原因の究明調査を行うとともに、施肥等に起因すると考えられる場合には、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進が図られるよう関係機関と協議している。

第4 ダイオキシン類に係る環境の状況

1 大気 (表16)

10地点で測定を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る大気環境基準（年平均0.6 pg-TEQ/m³）を達成している。

また、全地点の平均値は0.019pg-TEQ/m³で、近年、低濃度で推移している。（図10）

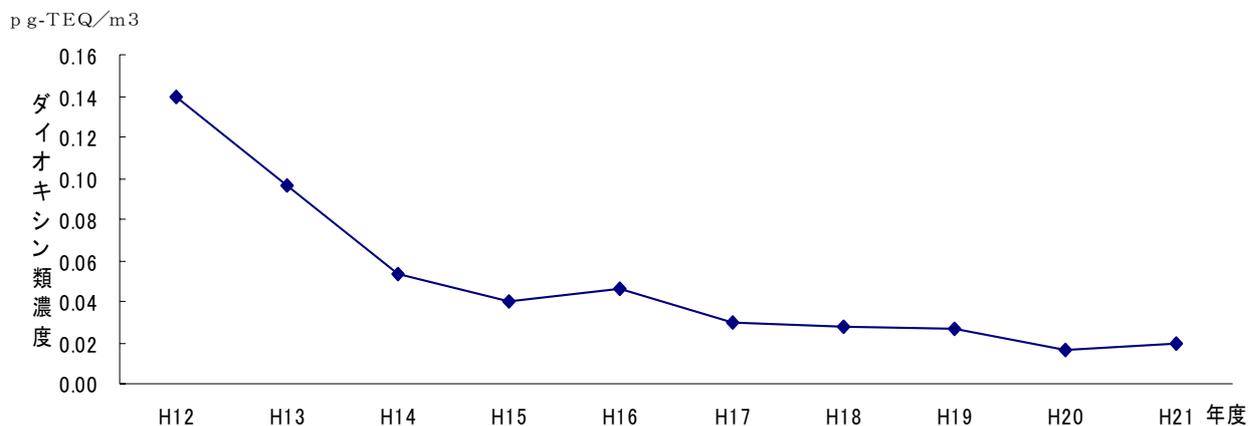


図10 ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移

2 水質及び底質

(1) 水質 (表17、表18)

河川11地点及び海域7地点で調査を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準（年平均1pg-TEQ/L）を達成している。

(2) 底質 (表17、表18)

河川11地点及び海域7地点で調査を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る底質環境基準(150pg-TEQ/g)を達成している。

3 土壌 (表19)

5地点で調査を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る土壌環境基準（1,000pg-TEQ/g）を達成している。

(資料編)

< 目 次 >

表 1	一般環境大気測定局の環境基準達成状況 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	11
表 2	自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況 (二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	17
表 3	光化学オキシダントの環境基準達成状況	20
表 4	光化学スモッグ注意報等の年度別推移	22
表 5	有害大気汚染物質の調査結果	23
表 6	兵庫県のアスベスト一般環境等モニタリング結果	24
表 7	酸性雨自動測定機による監視結果	25
表 8	自動車騒音の測定結果 (平成 21 年度)	26
表 9	自動車振動の要請限度との対比	27
表 10	大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果	28
表 11	淡路島における関西国際空港発着航空機の騒音測定結果	29
表 12	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	30
表 13	河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況 (健康項目)	31
表 14	河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等 (生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素、全磷)	32
表 15	地下水質の状況	39
表 16	ダイオキシン類調査結果 (大気)	45
表 17	ダイオキシン類調査結果 (河川)	46
表 18	ダイオキシン類調査結果 (海域)	46
表 19	ダイオキシン類調査結果 (土壌)	46
(参考)	環境基準等	47
	用語解説	62

表1 一般環境大気測定局の環境基準達成状況（二酸化硫黄、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）
 (1) 二酸化硫黄

市町	測定局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数						日平均値が0.04ppmを超えた日数						日平均値の2%除外値(ppm)						年平均値				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尾崎市	北 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	中 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.010	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002
西宮市	南 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.008	0.008	0.006	0.006	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002
	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	鳴 尾 支 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.007	0.006	0.007	0.007	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
	瓦 木 公 民 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	甲 陵 中 学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	山 口 小 学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.005	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
芦屋市	浜 甲 小 学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.009	0.007	0.007	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	朝 日 ケ 丘 小 学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
伊丹市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
宝塚市	よ り あ い ひ ろ ば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
川西市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.007	0.007	0.002	0.002	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.001	0.001
	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
神戸市	三田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	深 江	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	東 灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	住 吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.007	0.007	0.002	0.002	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.001	0.001
	南 港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	島 灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	葺 合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.012	0.013	0.011	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.004
明石市	長 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	須 磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	白 川 台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002
	垂 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.011	0.009	0.008	0.008	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
	西 神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	押 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	神 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	王 見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0.011	0.008	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	二 久 保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
稲美町	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
加古川市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.011	0.008	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002
	尾 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
志方公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.007	0.008	0.008	0.004	0.002	0.002	0.001	

市町	測定局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数						日平均値が0.04ppmを超えた日数						日平均値の2%除外値(ppm)						年平均値						
		平成17年度 時間数	平成18年度 時間数	平成19年度 時間数	平成20年度 時間数	平成21年度 時間数	平成17年度 日数	平成18年度 日数	平成19年度 日数	平成20年度 日数	平成21年度 日数	平成17年度 ppm	平成18年度 ppm	平成19年度 ppm	平成20年度 ppm	平成21年度 ppm	平成17年度 ppm	平成18年度 ppm	平成19年度 ppm	平成20年度 ppm	平成21年度 ppm	平成17年度 ppm	平成18年度 ppm	平成19年度 ppm	平成20年度 ppm	平成21年度 ppm
加古川市	別府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	東神吉	0	(0)	—	—	—	0	(0)	—	—	—	0.011	(0.008)	—	—	—	0.005	(0.004)	—	—	—	0.005	(0.004)	—	—	—
高砂市	平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
西脇市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
姫路市	八代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.006	0.006	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	
	広畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	飾磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	白浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	御国野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
	網干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	飾西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	飾西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	飾西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	飾西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	飾西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	飾西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
太子町	林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	町役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
たつの市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.009	0.008	0.008	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
相生市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.011	0.008	0.007	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.011	0.008	0.007	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
赤穂市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.004	0.004	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
丹波市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
豊岡市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
洲本市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
全測定局単純平均値	全測定局単純平均値																									
	全測定局単純平均値																									

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。

4 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

5 [] は、昭和48年からの継続測定局を示す。

(2) 二酸化窒素

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値								年 平 均 値							
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尾崎市	北 部	0.041	0.046	0.038	0.040	0.039	0.020	0.021	0.018	0.017	0.020	0.021	0.018	0.018	0.017	0.017	0.017
	中 部	0.046	0.051	0.046	0.046	0.038	0.024	0.024	0.022	0.022	0.024	0.024	0.022	0.022	0.017	0.017	0.017
	南 部	0.048	0.056	0.047	0.046	0.044	0.028	0.028	0.025	0.024	0.028	0.028	0.025	0.024	0.022	0.022	0.022
西宮市	市 役 所	0.047	0.052	0.050	0.048	0.044	0.026	0.044	0.024	0.021	0.026	0.025	0.024	0.023	0.021	0.021	0.021
	鳴 尾 支 所	0.052	0.058	0.049	0.050	0.052	0.031	0.049	0.029	0.026	0.031	0.032	0.029	0.029	0.026	0.026	0.026
	瓦木公民館	0.042	0.050	0.045	0.044	0.044	0.044	0.045	0.023	0.020	0.024	0.024	0.023	0.023	0.020	0.020	0.020
芦屋市	甲陵中学校	0.037	0.045	0.037	0.034	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.017	0.019	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015
	山口小学校	0.032	0.038	0.032	0.030	0.026	0.030	0.032	0.030	0.016	0.017	0.015	0.014	0.014	0.012	0.012	0.012
	浜 甲 子 園	0.044	0.048	0.043	0.042	0.044	0.042	0.043	0.021	0.019	0.023	0.023	0.021	0.021	0.019	0.019	0.019
伊丹市	朝日ヶ丘小学校	0.032	0.031	0.030	0.027	0.028	0.027	0.028	0.011	0.010	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
	市 役 所	0.041	0.047	0.037	0.033	0.033	0.033	0.037	0.019	0.016	0.024	0.023	0.019	0.017	0.016	0.016	0.016
	よりあいひろば	0.043	0.051	0.043	0.038	0.038	0.038	0.043	0.020	0.017	0.022	0.022	0.020	0.019	0.017	0.017	0.017
川西市	市 役 所	0.028	0.031	0.028	0.024	0.028	0.024	0.028	0.015	0.012	0.015	0.015	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012
	市 役 所	0.023	0.023	0.022	0.019	0.018	0.019	0.022	0.010	0.008	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
	深 江	0.041	(0.040)	—	—	—	—	—	—	—	0.021	(0.020)	—	—	—	—	—
三田市	東 灘	0.038	0.040	0.035	0.034	0.033	0.034	0.035	0.034	0.033	0.019	0.019	0.017	0.017	0.015	0.015	0.015
	六甲アイランド	0.046	0.046	0.046	0.042	0.046	0.042	0.046	0.020	0.020	0.024	0.023	0.021	0.022	0.020	0.020	0.020
	灘	—	—	—	0.049	0.052	0.049	—	—	—	—	—	—	—	0.027	0.026	0.026
神戸市	住 吉 南	—	—	—	0.048	0.051	0.048	—	—	—	—	—	—	—	0.025	0.024	0.024
	港 島	—	—	—	0.044	0.049	0.044	—	—	—	—	—	—	—	0.020	0.020	0.020
	葺 合	0.038	0.039	0.041	0.034	0.037	0.034	0.041	0.017	0.015	0.018	0.017	0.016	0.017	0.015	0.015	0.015
明石市	兵 庫 南 部	0.033	0.034	(0.034)	0.028	0.032	0.028	0.034	0.013	0.012	0.015	0.015	(0.014)	0.013	0.012	0.012	0.012
	長 田	0.049	0.057	0.050	0.047	0.042	0.047	0.050	0.023	0.023	0.026	0.027	0.024	0.023	0.019	0.019	0.019
	須 磨	0.041	0.047	0.041	0.040	0.040	0.040	0.041	0.020	0.018	0.022	0.023	0.020	0.020	0.018	0.018	0.018
加古川市	白 川 台	0.048	0.050	0.049	0.046	0.049	0.046	0.049	0.024	0.023	0.027	0.026	0.024	0.024	0.023	0.023	0.023
	垂 水	0.031	0.035	0.034	0.034	0.032	0.034	0.034	0.015	0.014	0.015	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014	0.014
	西 神	0.044	0.044	0.041	0.040	0.038	0.040	0.041	0.020	0.018	0.023	0.023	0.021	0.021	0.018	0.018	0.018
稲美町	押 部 谷	0.029	0.030	0.028	0.030	0.027	0.030	0.028	0.011	0.011	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
	北	0.024	0.028	0.025	0.025	0.022	0.025	0.025	0.010	0.009	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
	神 子	0.025	0.027	0.024	0.024	0.022	0.024	0.024	0.011	0.010	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
播磨町	北	0.026	0.030	0.026	0.025	0.026	0.025	0.026	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012	0.012
	王 子	0.037	0.045	0.039	0.037	0.035	0.037	0.039	0.020	0.017	0.022	0.022	0.020	0.020	0.017	0.017	0.017
	二 見	0.037	0.040	0.037	0.035	0.034	0.037	0.037	0.018	0.018	0.020	0.020	0.019	0.018	0.015	0.015	0.015
加古川市	大 久 保	0.034	0.040	0.040	0.037	0.037	0.040	0.040	0.021	0.021	0.019	0.021	0.021	0.021	0.018	0.018	0.018
	町 役 場	0.032	0.034	0.030	0.029	0.029	0.030	0.030	0.016	0.016	0.016	0.016	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012
	播 磨 町	0.035	0.035	0.032	0.032	0.033	0.032	0.032	0.018	0.017	0.018	0.018	0.016	0.017	0.015	0.015	0.015
志方公民館	市 役 所	0.034	0.037	0.033	0.032	0.030	0.032	0.033	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018	0.017	0.015	0.015	0.015
	尾 上	0.032	0.035	0.034	0.032	0.031	0.034	0.034	0.016	0.016	0.016	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.015
	志方公民館	0.026	0.027	0.023	0.024	0.023	0.023	0.023	0.012	0.011	0.012	0.011	0.010	0.011	0.009	0.009	0.009

市町	測定局	日平均値の年間98%値					年平均値				
		平成17年度 ppm	平成18年度 ppm	平成19年度 ppm	平成20年度 ppm	平成21年度 ppm	平成17年度 ppm	平成18年度 ppm	平成19年度 ppm	平成20年度 ppm	平成21年度 ppm
加古川市	別府	0.038	0.038	0.034	0.033	0.033	0.021	0.020	0.018	0.017	0.015
	東神平	0.029	0.031	0.026	0.026	0.028	0.014	0.014	0.012	0.012	0.012
高砂市	市役所	0.027	0.027	0.023	0.023	0.022	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009
	市役所	0.034	0.038	0.032	0.030	0.031	0.018	0.019	0.016	0.015	0.014
西脇市	市役所	0.021	0.020	0.020	0.016	0.015	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006
	八代	0.029	0.030	0.026	0.025	0.027	0.014	0.015	0.013	0.013	0.012
姫路市	広畑	0.035	0.036	0.032	0.034	0.033	0.019	0.019	0.017	0.017	0.015
	飾磨	0.030	0.037	0.035	0.034	0.034	0.017	0.020	0.018	0.018	0.016
姫路市	白浜	0.031	0.043	0.029	0.030	0.031	0.016	0.017	0.015	0.014	0.013
	御国	0.029	0.031	0.027	0.027	0.028	0.015	0.016	0.014	0.014	0.013
姫路市	網干	0.028	0.030	0.028	0.033	0.027	0.015	0.016	0.015	0.016	0.013
	飾西	0.025	0.026	0.023	0.022	0.020	0.015	0.013	0.012	0.012	0.010
姫路市	豊富	0.022	0.024	0.020	(0.014)	—	0.012	0.012	0.010	(0.009)	—
	香寺	—	—	—	0.017	0.019	—	—	—	—	0.008
太子町	林田	0.015	0.019	0.015	0.018	0.014	0.007	0.009	0.007	0.008	0.007
	町役場	0.029	0.030	0.030	0.026	0.027	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014
たつの市	市役所	0.023	0.022	0.021	0.019	(0.016)	0.012	0.010	0.011	0.009	(0.008)
	市役所	0.033	0.034	0.032	0.031	0.028	0.019	0.019	0.017	0.016	0.014
赤穂市	市役所	0.031	0.031	0.029	0.024	0.025	0.017	0.017	0.014	0.013	0.012
	柏原	0.015	0.013	0.016	0.012	0.011	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
豊岡市	市役所	0.022	0.015	0.017	0.024	0.017	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
	市役所	0.034	0.030	0.027	0.028	0.025	0.014	0.014	0.011	0.011	0.010
全測定局単純平均値							0.017	0.017	0.016	0.016	0.014
							[57局]	[56局]	[55局]	[59局]	[58局]
継続測定局単純平均値							0.019	0.019	0.017	0.017	0.015
							[35局]	[34局]	[33局]	[33局]	[33局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。」をいう。
2 「一」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
4 測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。
5 []は、昭和53年からの継続測定局を表す。

市町	測定局	1時間値が $\leq 0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数												日平均値が $\leq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数												日平均値の2%除外値(mg/m^3)												年平均値				
		平成17年度 時間数	平成18年度 時間数	平成19年度 時間数	平成20年度 時間数	平成21年度 時間数	平成17年度 日数	平成18年度 日数	平成19年度 日数	平成20年度 日数	平成21年度 日数	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^4	平成19年度 mg/m^5	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																					
加古川市	別府	0	6	1	0	0	0	1	2	0	1	0.071	0.072	0.081	0.059	0.056	0.036	0.033	0.034	0.031	0.027	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	東神平	0	14	13	0	7	0	1	2	0	1	0.074	0.079	0.072	0.054	0.052	0.029	0.029	0.026	0.024	0.024	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
高砂市	市役所	0	16	13	0	0	0	2	1	0	0	0.060	0.062	0.064	0.049	0.046	0.028	0.031	0.028	0.026	0.022	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	市役所	0	10	0	0	8	0	1	1	0	1	0.065	0.062	0.070	0.055	0.041	0.033	0.030	0.032	0.026	0.017	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
西脇市	八代	0	16	12	0	6	0	2	1	0	1	0.067	0.059	0.065	0.048	0.046	0.031	0.027	0.023	0.022	0.021	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	広畑	0	14	10	0	6	0	2	1	0	1	0.067	0.074	0.073	0.053	0.049	0.032	0.032	0.028	0.025	0.024	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
姫路市	飾磨	0	0	10	0	8	1	2	1	0	1	0.079	0.071	0.073	0.056	0.053	0.033	0.030	0.025	0.023	0.024	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	白浜	0	15	5	0	7	0	2	1	0	1	0.071	0.064	0.077	0.049	0.051	0.032	0.028	0.027	0.025	0.024	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
姫路市	御国	0	14	13	0	7	0	2	1	0	1	0.059	0.073	0.059	0.052	0.049	0.031	0.032	0.023	0.027	0.023	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	網干	0	15	5	0	8	0	2	1	0	1	0.047	0.069	0.065	0.053	0.055	0.020	0.027	0.026	0.028	0.026	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
姫路市	飾西	0	12	8	0	9	0	1	1	0	1	0.072	0.068	0.067	0.058	0.044	0.028	0.026	0.022	0.022	0.017	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	豊富	0	16	7	(0)	—	0	2	1	(0)	—	0.063	0.068	0.069	(0.049)	—	0.029	0.031	0.030	(0.028)	—	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
太子町	香寺	—	—	—	0	6	—	—	—	0	1	—	—	—	0.049	0.048	—	—	—	—	—	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	林田	0	0	7	0	7	0	1	1	0	1	0.067	0.066	0.074	0.054	0.047	0.027	0.025	0.022	0.022	0.018	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
たつの市	町役場	0	16	9	0	6	0	2	1	0	1	0.058	0.060	0.069	0.050	0.049	0.028	0.027	0.024	0.022	0.022	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	市役所	0	13	8	0	(0)	0	1	1	0	(0)	0.052	0.056	0.053	0.048	(0.039)	0.021	0.025	0.019	0.019	(0.019)	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
相生市	市役所	0	17	9	0	6	0	1	1	0	1	0.057	0.061	0.067	0.049	0.046	0.027	0.027	0.024	0.023	0.020	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	市役所	0	16	9	0	8	0	1	1	0	1	0.063	0.059	0.070	0.048	0.050	0.025	0.025	0.023	0.021	0.021	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
赤穂市	市役所	0	11	4	0	6	0	2	1	0	1	0.044	0.051	0.057	0.041	0.037	0.021	0.021	0.022	0.019	0.019	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	市役所	0	4	0	0	6	0	1	0	0	0	0.049	0.051	0.047	0.038	0.035	0.020	0.019	0.017	0.018	0.015	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
洲本市	市役所	0	6	12	0	9	0	0	1	0	1	0.054	0.058	0.059	0.049	0.045	0.025	0.025	0.023	0.023	0.021	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
	全測定局単純平均値															0.028	0.028	0.028	0.025	0.023	0.022	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																
継続測定局単純平均値																0.028	0.028	0.028	0.025	0.023	0.022	平成17年度 mg/m^3	平成18年度 mg/m^3	平成19年度 mg/m^3	平成20年度 mg/m^3	平成21年度 mg/m^3																

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が $\leq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $\leq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2 この表において、「△」は、2日連続で日平均値が $\leq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。

3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。

4 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

5 [] は、昭和51年からの継続測定局を示す。

表2 自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）
（1）二酸化窒素

市町	測定局	設置主体	道路	日平均値の年間98%値										
				平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	浜田	市	国道2号	0.046	0.053	0.043	0.042	0.040	0.025	0.023	0.022	0.020		
	武庫川	市	国道43号	0.059	×	0.063	0.054	0.056	0.036	0.029	0.029	0.027		
	上坂部西公園	市	国道尼崎池田線	0.049	0.054	0.047	0.044	0.043	0.030	0.028	0.026	0.024		
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.048	0.054	0.048	0.047	0.050	0.029	0.028	0.028	0.027		
	砂田こども広場	市	県道米谷尻陽尼崎線	0.055	0.060	0.051	0.049	0.048	0.035	0.032	0.030	0.028		
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.043	0.045	0.036	0.034	0.034	0.026	0.020	0.018	0.018		
	六堰寺	市	国道2号	0.050	0.054	0.051	0.048	0.046	0.028	0.026	0.026	0.024		
	甲子園	市	国道43号	0.052	0.056	0.049	0.046	0.051	0.032	0.030	0.027	0.027		
	津門	市	国道43号	0.052	0.056	0.051	0.051	0.055	0.029	0.028	0.028	0.025		
	河原	市	国道171号	0.045	0.047	0.046	0.043	0.042	0.025	0.022	0.022	0.020		
西宮市	塩瀬	市	国道176号	0.046	0.046	0.048	0.050	0.052	0.028	0.029	0.031	0.031		
	打出	市	国道43号	×	0.061	×	0.070	0.059	0.036	0.037	0.032	0.031		
	緑ヶ丘	市	国道171号	×	0.062	×	0.061	0.059	0.057	0.040	0.037	0.036		
	宝塚市	市	国道176号	×	0.064	×	0.066	×	0.067	0.043	0.040	0.037		
	加茂	市	県道尼崎池田線	0.052	0.051	0.045	0.043	0.043	0.027	0.023	0.023	0.021		
	垂水	市	国道2号	0.054	0.058	0.053	0.052	0.053	0.034	0.033	0.033	0.029		
	西宮	市	阪神高速道路	0.046	0.049	0.045	0.046	0.046	0.026	0.023	0.025	0.024		
	東部	市	国道43号	0.055	0.055	0.054	0.051	0.052	0.030	0.028	0.029	0.028		
	西部	市	国道175号	0.053	0.047	0.045	(0.044)	—	0.029	0.027	(0.025)	—		
	北西	市	中国自動車道	0.031	0.033	0.030	0.029	0.031	0.019	0.018	(0.025)	0.017		
神戸市	中部	市	国道175号	—	—	—	(0.042)	0.044	—	—	(0.025)	0.025		
	三宮	市	国道2号	—	—	—	(0.039)	0.050	—	—	(0.022)	0.028		
	小久保	市	県道神戸明石線	*	0.060	*	0.058	*	0.038	*	0.037	*		
	林崎	市	国道2号	0.043	0.046	0.042	0.043	0.042	0.023	0.026	0.026	0.025		
	平岡	市	県道明石高砂線	0.043	0.049	0.050	0.046	0.045	0.022	0.026	0.024	0.022		
	鳩	市	国道2号(加古川バypass)	0.045	0.051	0.051	0.044	0.046	0.025	0.028	0.024	0.023		
	中島	市	国道250号(明姫幹線)	0.042	0.041	0.038	0.039	0.038	0.024	0.023	0.021	0.020		
	上本町	市	国道250号(明姫幹線)	0.041	0.044	0.038	0.035	0.034	0.026	0.025	0.021	0.018		
	船場	市	県道加古川小野線	0.032	0.035	0.030	0.027	0.027	0.019	0.018	0.015	0.016		
	飾り	市	国道2号	0.038	0.04	0.031	0.035	0.034	0.025	0.024	0.022	0.018		
豊岡市	池之内	市	県道姫路港線	0.038	0.04	0.035	0.037	0.039	0.025	0.020	0.021	0.019		
	小尾崎	市	国道2号	0.039	0.039	0.039	0.040	0.039	0.025	0.024	0.023	0.023		
	全測定局単純平均値	市	国道312号	0.026	0.022	0.021	0.020	0.015	0.015	0.012	0.011	0.009		
	継続測定局単純平均値	市							0.028	0.026	0.025	0.024		
									[30局]	[30局]	[29局]	[31局]		
									0.029	0.026	0.026	0.025		
									[20局]	[20局]	[19局]	[19局]		

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値について、日平均値の低い方から98%目にくる値が0.06ppm以下であることをいう。」
 2 この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。
 3 神戸市三宮局の*印は、車道上で測定(車道局)しているため、環境基準を適用しない。
 4 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 5 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 6 測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、神戸市三宮局及び有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。
 7 [] は、昭和53年からの継続測定局を表す。

(3) 一酸化炭素

市町	測定局	設置主体	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数								日平均値が10ppmを超えた日数								日平均値の2%除外値(ppm)								年平均値			
				平成17年度 回数	平成18年度 回数	平成19年度 回数	平成20年度 回数	平成21年度 回数	平成17年度 日数	平成18年度 日数	平成19年度 日数	平成20年度 日数	平成21年度 日数	平成17年度 ppm	平成18年度 ppm	平成19年度 ppm	平成20年度 ppm	平成21年度 ppm	平成17年度 ppm	平成18年度 ppm	平成19年度 ppm	平成20年度 ppm	平成21年度 ppm	平成17年度 ppm	平成18年度 ppm	平成19年度 ppm	平成20年度 ppm	平成21年度 ppm			
尼崎市	国設尼崎自排	国	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0.9	0.9	1.4	0.7	0.6	0.5	0.5	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.8
	武庫川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	
	砂田こども広場	市	国道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.8	1.8	1.5	1.4	0.9	1.1	1.1	1.0	0.9	0.5	1.1	1.1	1.0	0.9	0.5	
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	
	甲子園	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	
	津門川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	
	河原	市	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	
	塩瀬	市	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	打出	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	
伊丹市	線ヶ丘	市	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.6	1.6	1.2	1.1	0.9	1.0	1.0	0.8	0.8	0.6	1.0	1.0	0.8	0.8	0.6	
	宝塚市	市	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	
	川西市	市	国道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	
神戸市	加茂	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.3	1.1	0.9	0.8	0.9	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	
	垂水	市	阪神高速道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
	西都	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	
	西神	市	国道175号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	
	北神	市	中国自動車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.8	0.8	0.6	0.8	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	
	中神	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7	1.7	1.4	1.4	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.6	1.2	1.1	1.0	0.9	0.6	
明石市	三宮	市	国道神戸明石線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7	1.7	1.4	1.4	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.6	1.2	1.1	1.0	0.9	0.6	
	小久保	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.9	1.1	0.9	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	林	市	国道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	
加古川市	高砂市	市	国道2号(加古川ハズ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	中島	市	国道250号(明姫幹線)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	
	小野市	市	国道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	0.9	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	
姫路市	上本町	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0.9	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	
	船場	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	
	姫路	市	国道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
相生市	池之内	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
	豊岡市	市	国道312号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.7	1.0	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	
全測定局単純平均値																				[26局] [24局] [24局] [24局] [25局]											
継続測定局単純平均値																				[18局] [16局] [16局] [16局]											

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値について、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日(1日以上)連続しないこと。」をいう。
 2 神戸市三宮局の*印は、車道上で測定(車道局)しているため、環境基準を適用しない。
 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 4 ()印は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 5 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、神戸市三宮局及び有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。
 6 []は、昭和53年からの継続測定局を示す。

表3 光化学オキシダントの環境基準達成状況

市町	測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	678	598	558	678	608	0.042	0.041	0.041	0.042	0.042	0.064	0.063	0.061	0.064	0.062
	中 部	311	282	262	318	294	0.029	0.030	0.030	0.029	0.030	0.044	0.045	0.045	0.045	0.046
	南 部	216	413	428	508	501	0.029	0.036	0.037	0.038	0.039	0.048	0.058	0.059	0.060	0.060
西宮市	市役所	145	178	257	284	314	0.026	0.027	0.030	0.028	0.031	0.039	0.041	0.044	0.043	0.047
	鳴尾支所	316	399	341	529	438	0.026	0.026	0.026	0.029	0.028	0.045	0.046	0.045	0.048	0.046
	瓦木公民館	271	332	451	445	427	0.026	0.029	0.032	0.030	0.032	0.044	0.048	0.050	0.047	0.049
芦屋市	山陵中学校	617	625	712	697	593	0.036	0.037	0.038	0.036	0.037	0.054	0.055	0.055	0.052	0.053
	市役所	607	522	653	556	546	0.033	0.033	0.035	0.034	0.035	0.051	0.051	0.052	0.051	0.050
	浜甲子園	276	332	418	341	531	0.031	0.031	0.035	0.030	0.035	0.046	0.047	0.051	0.044	0.051
伊丹市	朝日ヶ丘小学校	378	410	609	485	490	0.037	0.038	0.039	0.039	0.033	0.051	0.052	0.053	0.052	0.045
	市役所	196	143	217	224	171	0.026	0.025	0.028	0.026	0.027	0.040	0.038	0.044	0.039	0.040
	宝塚市よりあいひろば	298	281	282	172	222	0.031	0.030	0.030	0.025	0.030	0.046	0.045	0.044	0.037	0.043
川西市	市役所	74	105	257	244	263	0.027	0.026	0.031	0.029	0.030	0.040	0.039	0.045	0.043	0.043
	市役所	672	758	783	421	235	0.036	0.038	0.038	0.028	0.031	0.054	0.057	0.056	0.041	0.045
	市役所	341	381	427	521	462	0.032	0.033	0.035	0.038	0.035	0.048	0.050	0.051	0.055	0.051
三田市	東 灘	435	389	444	563	444	0.033	0.033	0.038	0.035	0.035	0.050	0.050	0.055	0.052	0.050
	灘	621	555	390	671	608	0.037	0.037	0.040	0.038	0.039	0.055	0.053	0.054	0.054	0.054
	葺合	408	454	500	586	509	0.032	0.032	0.035	0.035	0.034	0.051	0.051	0.053	0.053	0.051
神戸市	兵庫南部	416	445	475	562	437	0.031	0.032	0.035	0.034	0.032	0.049	0.050	0.052	0.051	0.049
	長 田	241	259	353	470	451	0.029	0.029	0.031	0.032	0.032	0.046	0.047	0.049	0.051	0.050
	須 磨	471	421	688	754	536	0.034	0.032	0.037	0.037	0.034	0.051	0.049	0.055	0.055	0.050
垂水	白川台	340	413	510	572	531	0.031	0.031	0.034	0.034	0.034	0.049	0.051	0.053	0.053	0.052
	水	834	800	830	944	689	0.040	0.040	0.040	0.040	0.039	0.059	0.059	0.057	0.059	0.056
	神	838	811	830	885	711	0.041	0.040	0.041	0.040	0.039	0.058	0.057	0.057	0.056	0.054
西 押	押 部 谷	570	526	648	758	667	0.037	0.035	0.039	0.040	0.040	0.053	0.050	0.054	0.055	0.055
	北	755	661	722	710	595	0.037	0.036	0.037	0.036	0.036	0.055	0.054	0.055	0.053	0.051
	神	470	609	522	480	449	0.032	0.032	0.034	0.032	0.033	0.053	0.055	0.053	0.053	0.052
明石市	王 子	609	663	811	599	684	0.033	0.035	0.037	0.032	0.036	0.054	0.055	0.059	0.052	0.055
	二 見	385	682	621	499	472	0.029	0.034	0.032	0.029	0.032	0.048	0.055	0.052	0.047	0.049
	大 久 保	438	103	214	338	566	0.034	0.027	0.030	0.032	0.037	0.050	0.040	0.043	0.047	0.053
稲美町	町役場	573	314	286	302	391	0.034	0.031	0.030	0.029	0.032	0.054	0.048	0.045	0.044	0.048
	権 藤 町	637	652	570	656	599	0.036	0.035	0.035	0.035	0.037	0.056	0.055	0.053	0.054	0.055
	市役所	673	716	652	368	629	0.036	0.036	0.036	0.031	0.036	0.057	0.056	0.054	0.048	0.054
加古川市	尾 上	608	457	569	556	519	0.035	0.033	0.035	0.032	0.035	0.055	0.050	0.052	0.049	0.050
	東神吉	166	136	108	151	287	0.028	0.026	0.026	0.026	0.026	0.042	0.040	0.039	0.039	0.043
	市役所	599	469	446	613	596	0.036	0.034	0.035	0.036	0.037	0.053	0.051	0.051	0.053	0.054

表4 光化学スモッグ注意報等の年度別推移

	予 報		注 意 報		被害者届出数 (人)
	回 数	地域数	回 数	地域数	
平成10年度	4	8	4	10	0
平成11年度	5	14	7	13	209
平成12年度	8	15	17	61	0
平成13年度	0	0	5	19	0
平成14年度	14	44	8	23	38
平成15年度	3	9	7	17	0
平成16年度	5	9	6	10	0
平成17年度	8	26	9	27	0
平成18年度	5	23	8	20	0
平成19年度	3	4	4	7	0
平成20年度	1	1	6	13	0
平成21年度	3	4	5	22	0

(備考) 光化学スモッグ注意報等の発令基準

予 報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

表5 有害大気汚染物質の調査結果(平成21年4月～22年3月)

測定場所	アクリロニトリル			アセトアルデヒド			塩化ビニルモノマー			クロホルム			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.27	0.032	0.14	5.7	0.92	3.5	0.086	0.0060	0.020	0.22	0.100	0.15
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.30	0.047	0.092	3.3	1.0	2.5	0.093	0.0058	0.028	0.48	0.087	0.25
	たつの市役所及び泉龍野庁舎	0.37	0.030	0.10	6.2	1.4	3.9	0.087	0.0045	0.023	1.30	0.070	0.59
	豊岡市役所	0.35	0.043	0.14	4.9	1.3	3.4	0.091	0.0015	0.025	0.18	0.053	0.10
	洲本市役所及び泉洲本総合庁舎	0.43	0.068	0.17	7.8	0.72	3.9	0.055	0.0079	0.025	0.36	0.14	0.22
固定発生源周辺	高砂市畜場	0.32	0.016	0.12				0.60	0.0057	0.130	1.70	0.026	0.39
	伊丹市役所	0.28	0.039	0.15				0.081	0.0049	0.025	0.22	0.071	0.12
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.52	0.065	0.24	12.0	1.0	5.0	0.45	0.0110	0.067	0.69	0.21	0.39
H20全国測定結果(平均値)(注)													
環境基準値													

測定場所	1, 2-ジクロロエタン			ジクロロメタン			テトラクロロエチレン			トリクロロエチレン			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.19	0.034	0.088	1.6	0.28	0.67	0.41	0.088	0.19	0.47	0.015	0.11
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.15	0.016	0.069	8.5	0.76	2.9	0.35	0.052	0.15	0.46	0.037	0.19
	たつの市役所及び泉龍野庁舎	0.14	0.032	0.074	3.4	0.25	0.92	0.17	0.015	0.067	0.33	0.056	0.13
	豊岡市役所	0.160	0.018	0.073	3.6	0.32	1.5	0.081	0.038	0.063	0.098	0.015	0.047
	洲本市役所及び泉洲本総合庁舎	0.32	0.036	0.094	1.4	0.61	1.0	0.30	0.089	0.18	0.18	0.035	0.086
固定発生源周辺	高砂市畜場	5.40	0.037	0.62	2.40	0.24	1.1	0.17	0.038	0.083	0.23	0.015	0.10
	伊丹市役所	0.19	0.094	0.15	2.9	0.98	1.8	0.54	0.088	0.23	0.29	0.041	0.14
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.20	0.031	0.092	7.3	0.43	1.6	0.60	0.097	0.29	0.40	0.091	0.18
H20全国測定結果(平均値)(注)													
環境基準値													

測定場所	1, 3-ブタジエン			ベンゼン			ベンゾ[a]ピレン			ホルムアルデヒド			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.25	0.062	0.15	3.2	0.79	1.7	0.22	0.020	0.096	3.3	0.94	1.7
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.17	0.027	0.07	2.8	0.35	1.3	0.75	0.016	0.197	2.3	1.4	1.8
	たつの市役所及び泉龍野庁舎	0.16	0.030	0.089	3.0	0.82	1.6	0.35	0.059	0.244	4.7	2.3	3.3
	豊岡市役所	0.18	0.016	0.088	2.8	0.89	1.4	0.68	0.030	0.136	4.4	1.6	3.0
	洲本市役所及び泉洲本総合庁舎	0.22	0.050	0.12	3.1	1.00	1.7	0.60	0.028	0.287	3.3	1.1	2.2
固定発生源周辺	高砂市畜場	0.28	0.0310	0.13	2.4	0.65	1.4						
	伊丹市役所	0.34	0.0880	0.23	2.7	0.95	1.4						
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.29	0.0065	0.15	3.5	0.91	1.6	0.52	0.038	0.168	3.3	1.2	2.1
H20全国測定結果(平均値)(注)													
環境基準値													

測定場所	酸化エチレン			水銀及びその化合物			ベリリウム及びその化合物			ニッケル化合物			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.075	0.021	0.048	2.1	0.60	1.1	0.091	0.026	0.060	9.5	0.21	3.1
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.054	0.014	0.029	7.5	1.1	3.3	0.17	0.043	0.10	14	1.8	5.2
	たつの市役所及び泉龍野庁舎	0.087	0.030	0.056	3.0	0.9	1.6	0.21	0.042	0.11	8.3	0.20	5.2
	豊岡市役所	0.060	0.034	0.050	1.7	1.1	1.4	0.11	0.029	0.071	4.9	0.17	1.6
	洲本市役所及び泉洲本総合庁舎	0.082	0.030	0.050	2.7	0.50	1.6	0.17	0.023	0.078	8.8	2.1	6.9
H20全国測定結果(平均値)(注)													
環境基準値													

測定場所	ヒ素及びその化合物			マンガン及びその化合物			クロム及びその化合物			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.36	0.048	0.14	15	2.8	9.2	8.2	0.073	1.9
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	3.0	0.051	0.49	82	6.3	34	7.8	0.077	3.0
	たつの市役所及び泉龍野庁舎	0.61	0.053	0.28	48	4.1	26	3.3	0.085	2.1
	豊岡市役所	0.25	0.052	0.14	14	2.8	7.9	2.2	0.078	0.91
	洲本市役所及び泉洲本総合庁舎	2.2	0.050	0.81	48	11	26	11	2.4	5.1
H20全国測定結果(平均値)(注)										
環境基準値										

注) 全国測定結果については、20年度の全国測定結果(平均値)の最大値・最小値・平均値である。

表6 兵庫県のアスベスト一般環境等モニタリング結果

(1)一般環境

測定地点	市町名	測定結果(単位:本/L)																		
		平成元年年度	3年度	5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
西宮市役所	西宮市						0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	不検出	不検出							
芦屋市立潮見小学校	芦屋市					0.04	0.06	0.06	0.09	0.04	0.04	不検出	不検出							
伊丹市役所	伊丹市						0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出							
宝塚市よりあいひろば	宝塚市						0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出							
社総合庁舎	加東市													不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
播磨町役場	播磨町	0.24	0.15	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	0.05	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
龍野庁舎	たつの市													不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
豊岡総合庁舎	豊岡市													不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
柏原総合庁舎丹波市	丹波市													不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
洲本総合庁舎	洲本市													不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
尼崎市公害監視センター	尼崎市		0.23	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出							

※ 尼崎市はH18、西宮市はH19まで (以降、各市でモニタリングを実施)

(2)道路沿道

測定地点	市町名	測定結果(単位:本/L)			
		平成17年度	18年度	19年度	20年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出	不検出	不検出
					21年度
					不検出
					~0.11

表7 酸性雨自動測定機による監視結果

年度	神戸（須磨）					豊岡				
	降水量 (mm)	年平均値				降水量 (mm)	年平均値			
		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻
H3	1127	4.4	25	2.31	1.61	1991	4.5	25	2.31	1.61
H4	1042	4.5	25	1.79	1.55	1908	4.7	25	1.79	1.55
H5	1453	4.6	23	2.04	1.59	1965	4.7	23	2.04	1.59
H6	392	4.4	25	2.30	2.80	1478	4.6	25	2.30	2.80
H7	1088	4.5	25	2.25	1.96	1799	4.6	25	2.25	1.96
H8	942	4.4	31	2.08	1.85	1839	4.4	31	2.08	1.85
H9	1312	4.6	22	1.12	2.08	2069	4.6	22	1.12	2.08
H10	1228	4.5	20	1.74	1.19	1968	4.7	30	2.66	2.43
H11	1128	4.6	23	2.52	1.63	1820	4.7	30	2.88	2.08
H12	979	4.5	23	2.01	1.54	1815	4.5	34	3.74	1.90
H13	714	4.4	23	2.74	1.02	1877	4.8	30	2.16	1.08
H14	750	4.5	27	2.22	1.08	1401	4.5	45	2.88	1.35
H15	1113	4.6	22	1.63	1.07	1788	4.6	31	2.14	1.03
H16	1346	4.8	27	2.78	0.92	2149	4.6	31	1.83	1.07
H17	719	4.4	29	3.93	1.70	1723	4.3	36	4.42	1.61
H18	1110	4.4	27	1.66	2.51	1722	4.5	35	2.59	1.78
H19	1029	4.5	23	1.71	2.28	2089	4.5	33	2.23	1.96
H20	1219	4.6	19	1.76	1.25	(1147)	(4.6)	(47)	(3.22)	(1.34)
H21	1237	4.8	19	2.11	1.68	2008	4.8	27	2.23	1.53

- (備考) 1 自動採取測定機の設置年月 平成3年2月
 2 測定項目 pH : 水素イオン濃度指数、 EC : 導電率 (μS/cm)
 SO₄²⁻: 硫酸イオン濃度 (μg/mL)、NO₃⁻ : 硝酸イオン濃度 (μg/mL)
 3 測定項目 () は、H20については装置不良のため5月第3週～10月第4週まで未採取であることを示す。

表8 自動車騒音の測定結果（平成21年度）

路線名	調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		環境基準		要請限度		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
一般国道	2号	芦屋市打出小槌町*	12月8日～9日	4	66	63	○	○	—	—
		芦屋市春日町	1月12日～20日	4	67	64	○	○	○	○
		高砂市阿弥陀町北池	10月22日～30日	2	70	67	○	×	○	○
		揖保郡太子町東保*	12月1日～2日	2	70	66	○	×	—	—
	9号	朝来市和田山町宮田*	11月19日～20日	2	71	68	×	×	—	—
		養父市八鹿町八木*	11月19日～20日	2	74	70	×	×	—	—
	28号	淡路市久留麻*	12月21日～22日	2	70	66	○	×	—	—
		洲本市塩屋*	11月25日～26日	2	67	61	○	○	—	—
	28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	南あわじ市山添*	11月25日～26日	2	68	62	○	○	—	—
	29号	宍粟市山崎町庄能*	11月30日～12月1日	2	68	62	○	○	—	—
	43号 阪神高速3号線	尼崎市西本町	6月24日～25日	6+4	66	63	○	○	—	—
		西宮市市庭町	6月24日～25日	6+4	61	57	○	○	—	—
		芦屋市竹園町	6月24日～25日	6+4	59	56	○	○	—	—
		神戸市東灘区御影塚町	6月24日～25日	6+4	60	56	○	○	—	—
	171号	伊丹市昆陽北	11月12日～20日	4	72	68	×	×	○	○
	173号	川西市多田桜木	5月19日～27日	4	67	64	○	○	○	○
		川西市山下町*	10月13日～14日	4	67	63	○	○	—	—
	175号	加東市新町*	10月27日～28日	4	66	66	○	×	—	—
		西脇市高松町	10月30日～11月9日	4	72	67	×	×	○	○
		西脇市蒲江*	10月27日～28日	2	69	65	○	○	—	—
		丹波市春日町朝日*	1月25日～26日	2	67	63	○	○	—	—
	176号	川西市小花	10月9日～19日	2	66	62	○	○	○	○
		三田市高次*	10月13日～14日	2	68	64	○	○	—	—
		三田市長坂	5月27日～6月4日	2	70	66	○	×	○	○
		篠山市犬飼*	1月18日～19日	2	64	59	○	○	—	—
		丹波市柏原町母坪	7月14日～22日	2	68	63	○	○	○	○
	178号	豊岡市福田*	11月19日～20日	2	67	61	○	○	—	—
	179号	たつの市新宮町新宮*	11月30日～12月1日	2	70	64	○	○	—	—
	250号	高砂市中筋*	12月14日～15日	4	67	59	○	○	—	—
		たつの市御津町釜屋*	12月1日～2日	2	67	60	○	○	—	—
相生市千尋町		10月1日～9日	2	69	64	○	○	○	○	
312号	福崎町西田原井ノ口*	11月9日～10日	2	67	64	○	○	—	—	
	朝来市和田山町枚田*	11月19日～20日	2	72	67	×	×	—	—	
	豊岡市日高町府中新*	11月19日～20日	2	73	65	×	○	—	—	
	豊岡市塩津町	7月6日～14日	2	68	61	○	○	○	○	
312号 (播但連絡道路)	神崎郡福崎町西田原*	11月9日～10日	2	54	48	○	○	—	—	
372号	加西市下宮木*	10月27日～28日	2	72	70	×	×	—	—	
	加西市中野町	12月1日～9日	2	72	70	×	×	○	○	
373号	赤穂郡上郡町東町*	12月1日～2日	2	69	64	○	○	—	—	
427号	多可町中区糞屋*	10月29日～30日	2	69	61	○	○	—	—	
高速道路	中国自動車道	加東市上中*	10月19日～20日	4	56	50	○	○	—	—
	山陽自動車道	たつの市揖保川町半田*	11月30日～12月1日	4	57	57	○	○	—	—
	舞鶴若狭自動車道	篠山市杉*	1月18日～19日	4	60	55	○	○	—	—
		丹波市春日町国領*	1月18日～19日	4	57	51	○	○	—	—
阪神高速5号湾岸線	芦屋市陽光町	1月20日～28日	6	70	63	○	○	○	○	
主要地方道	青垣柏原線	丹波市水上町市辺*	1月18日～19日	2	68	59	○	○	—	—
	西脇三田線	三木市吉川町鍛冶屋*	10月19日～20日	2	68	63	○	○	—	—
	加古川小野線	小野市市場町*	10月19日～20日	2	73	70	×	×	—	—
	神戸三木線	三木市別所町小林*	10月19日～20日	2	68	61	○	○	—	—
	三木宍粟線	神崎郡福崎町大貫*	11月9日～10日	2	64	59	○	○	—	—
	中北条線	加西市北条町古坂*	10月27日～28日	2	66	63	○	○	—	—
	福良江井岩屋線	淡路市富島*	11月25日～26日	2	65	57	○	○	—	—
	三木三田線	三木市宿原*	10月19日～20日	2	69	66	○	×	—	—
一般県道	高砂北条線	高砂市荒井町小松原*	12月15日～16日	2	69	64	○	○	—	—
	本荘平岡線	加古郡播磨町本荘	4月23日～5月1日	4	68	61	○	○	○	○
	明石高砂線	高砂市伊保*	12月14日～15日	2	67	59	○	○	—	—
市道	宮川線	芦屋市大原町	5月11日～19日	2	62	57	×	×	○	○

注1) *は常時監視地点。

注2) 要請限度の「—」表示は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について評価するという要件を満たさないため、評価できないことを示している。

表9 自動車振動の要請限度との対比（移動観測車による測定結果）

路線名	調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		要請限度 (dB)		要請限度超過状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2号	芦屋市春日町	1月12日～20日	4	36	32	65	60	○	○
	高砂市阿弥陀町北池	10月22日～30日	2	37	30	65	60	○	○
171号	伊丹市昆陽北	11月12日～20日	4	35	32	70	65	○	○
173号	川西市多田桜木	5月19日～27日	4	37	32	65	60	○	○
175号	西脇市高松町	10月30日～11月9日	4	38	32	70	65	○	○
一般国道	川西市小花	10月9日～19日	2	40	36	70	65	○	○
	三田市長坂	5月27日～6月4日	2	37	<30	65	60	○	○
	丹波市柏原町母坪	7月14日～22日	2	36	<30	65	60	○	○
	相生市千尋町	10月1日～9日	2	<30	<30	65	60	○	○
	豊岡市塩津町	7月6日～14日	2	39	<30	70	65	○	○
	加西市中野町	12月1日～9日	2	34	30	65	60	○	○
高速道路	阪神高速5号湾岸線	1月20日～28日	6	34	<30	65	60	○	○
一般県道	本荘平岡線	4月23日～5月1日	4	32	<30	65	60	○	○
市道	宮川線	5月11日～19日	2	40	34	65	60	○	○

(備考)・測定値<30は振動レベル30dB未満を示す。

表10 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果（平成21年度）

（単位：WECPNL）

測定場所	測定機関	環境基準 地域類型	H21												H22			環境基準 適合状況
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均			
伊丹市	桜台小学校	I	69.2	68.9	68.5	68.6	69.3	69.7	69.6	-	69.6	69.7	69.7	69.6	69.2	69.1	○	
	花里小学校	I	67.7	67.4	67.0	66.8	67.4	67.7	67.9	68.6	67.9	67.7	67.7	67.2	67.9	67.6	○	
	緑ヶ丘センター	I	66.7	66.1	65.8	65.2	65.4	65.9	66.6	-	66.6	65.9	66.6	(67.1)	(67.2)	(66.3)	○	
	北野センター	I	70.5	70.7	70.4	70.6	70.9	70.9	70.8	-	70.8	70.9	-	(69.6)	(70.2)	(70.6)	×	
	西桑津会館	II	79.0	78.4	77.8	77.8	77.9	78.0	78.1	78.6	78.1	78.0	78.3	(79.0)	(78.9)	(78.4)	×	
川西市	西猪名公園	II	78.8	79.4	79.8	80.2	80.1	79.6	79.7	79.7	79.7	78.7	78.3	78.9	79.5	79.4	×	
	久代小学校	I	75.7	75.9	75.9	76.3	76.5	76.2	76.3	-	76.3	76.2	-	(75.0)	(75.9)	(75.9)	×	
宝塚市	長尾南会館	I	64.0	65.2	64.6	64.7	64.6	64.6	64.5	65.3	64.5	63.6	63.2	64.1	65.5	64.5	○	
	安倉中学校	I	67.2	67.4	66.8	67.0	67.7	67.6	67.5	-	67.5	67.6	(66.6)	(67.2)	(67.6)	(67.3)	○	
西宮市	阪神養護学校	I	64.1	64.2	62.9	61.7	63.6	64.2	64.1	-	64.1	64.2	(63.5)	(64.5)	(63.7)	○		
尼崎市	武庫北小学校	I	64.9	65.6	64.7	63.6	65.3	66.1	65.9	66.7	65.9	65.1	64.1	65.5	66.0	65.4	○	
	武庫東小学校	I	66.0	65.6	65.2	64.2	65.3	65.7	66.0	-	66.0	65.7	(65.8)	(66.4)	(66.5)	(65.7)	○	

〔備考〕1. 環境基準地域類型Iは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70WECPNL以下、類型IIは、I以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値75WECPNL以下。
 2. 各月の欄の（ ）内は平成21年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の（ ）内は平成21年（暦年）の平均値である。
 3. 測定機関が国とあるものは、平成21年版大阪国際空港騒音調査年報（大阪航空局）による。
 測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム平成21年騒音調査年報（伊丹市総合政策部空港室）による。
 4. 測定機関が国の平成21年11月及び12月は、航空機騒音監視装置更新に伴い集計期間から除外している。
 測定機関が県の「桜台小学校」の平成21年11月～平成22年1月までは、測定場所の改修工事により欠測している。

表11 淡路島における関西国際空港発着航空機の騒音測定結果

(単位:WECPNL)

測定地点	平成21年度			
	測定期間	WECPNL		
		最大	最小	平均
淡路市塩尾 塩田小学校	8/21 ~ 9/2	59	36	49
	12/17 ~ 12/23	56	49	54
淡路市釜口 釜口小学校	9/4 ~ 9/16	51	34	46
	12/5 ~ 12/15	54	32	49
淡路市野島江崎 野島消防器具庫	7/10 ~ 7/22	55	49	52
	11/20 ~ 12/3	58	51	54
南あわじ市福良 南淡B&G海洋センター	7/24 ~ 8/5	47	32	43
	12/26 ~ 1/6	52	36	50
南あわじ市沼島 沼島小学校	8/7 ~ 8/19	50	40	47
	1/14 ~ 1/20	58	47	54

表12 新幹線鉄道騒音・振動測定結果（平成21年度）

地域 類型	測定場所 (線路最寄り 地点の地名)	測定 年月日	騒音測定結果 (dB(A))			振動測定結果 (dB)			全測定 本数 上り/ 下り	用途 地域	東京起点 の距離 (km)	測定地点 側の軌道 の別	構造物の種類		軌道の 種類	防音壁	
			12.5 m地点	25m 地点	50m 地点	12.5 m地点	25m 地点	50m 地点					種類	軌道面 の高さ (m)		種類	レール から の高さ (m)
I	尼崎市上食満	H21.7.15	<u>73</u>	69	66	62	58	51	10/10	第1中高	524.130	上り	ラーメン	7.1	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.95
	伊丹市南野	H21.7.22	<u>72</u>	<u>71</u>	65	53	49	44	11/9	第2中高	526.830	上り	PCケタ	7.6	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.95
	西宮市上大市	H21.7.8	69	68	* 67	61	58	* 53	11/9	第1中高	530.500	上り	ラーメン	11.8	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.45
	明石市魚住町 金ヶ崎柳井	H21.4.23	<u>73</u>	<u>72</u>	70	64	63	53	10/10	第1住居	574.500	下り	ラーメン	6.5	スラブ	直型+ ラムダ	2.70
	加古郡播磨町 野添	H21.10.21	<u>71</u>	69	66	60	57	45	9/11	第1住居	580.580	下り	ラーメン	7.8	バラスト	直型+ ラムダ	2.45
	加古川市尾上町 長田	H21.5.18	<u>71</u>	68	67	57	55	45	9/11	第1住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直型	2.45
	高砂市松陽	H21.5.13	<u>74</u>	<u>71</u>	70	60	57	49	10/10	第1住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直型	2.25
	揖保郡太子町 東南	H21.5.27	<u>73</u>	<u>72</u>	** 70	61	56	** 51	9/11	第1中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型	1.25
	たつの市揖保町 西構	H21.6.4	<u>72</u>	<u>71</u>	<u>72</u>	62	54	44	9/11	調整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直型 吸音板 あり	2.25
	たつの市揖保川 町黍田	H21.9.14	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>71</u>	60	55	48	10/10	調整	617.300	上り	ラーメン	6.0	バラスト	直型	2.5
相生市那波野	H21.6.17	<u>71</u>	69	65	61	56	51	10/10	第1住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.95	
赤穂市真殿門前	H21.6.18	<u>72</u>	69	66	56	51	46	9/11	調整	629.140	下り	ラーメン	8.4	バラスト	直型+ ラムダ	2.45	
II	神戸市西区 伊川谷	H21.9.9	71	70	66	62	55	54	9/11	準工業	566.900	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.45
	姫路市四郷町 山脇	H21.5.21	74	71	70	51	48	46	11/9	準工業	598.000	下り	ラーメン	6.1	バラスト	直型	2.25

* : 45m地点での測定結果
 ** : 53m地点での測定結果
 (備考) 1. 騒音の環境基準地域類型 I は主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下、類型 II は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域で基準値は75 dB 以下である。
 2. 騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
 3. 振動の指針値は70 dB 以下である。

表13 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況

人の健康の保護に関する項目の環境基準達成状況

水 域 別 項 目	河 川			海 域			湖 沼		
	m/n	a/b	達成率 (%)	m/n	a/b	達成率 (%)	m/n	a/b	達成率 (%)
カドミウム	0 / 582	0 / 196	100	0 / 102	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
全シアン	0 / 527	0 / 192	100	0 / 102	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
鉛	1 / 675	0 / 205	100	0 / 102	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
六価クロム	0 / 568	0 / 192	100	0 / 102	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
砒素	7 / 582	1 / 204	99.5	0 / 102	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
総水銀	0 / 500	0 / 192	100	0 / 88	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
アルキル水銀	0 / 212	0 / 110	100	0 / 33	0 / 17	100	- / -	- / -	-
P C B	0 / 176	0 / 127	100	0 / 39	0 / 37	100	0 / 2	0 / 1	100
ジクロロメタン	0 / 349	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
四塩化炭素	0 / 349	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,2-ジクロロエタン	0 / 345	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1-ジクロロエチレン	0 / 343	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0 / 347	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1,1-トリクロロエタン	0 / 349	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1,2-トリクロロエタン	0 / 343	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
トリクロロエチレン	0 / 347	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
テトラクロロエチレン	0 / 347	0 / 153	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,3-ジクロロプロパン	0 / 318	0 / 154	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
チウラム	0 / 225	0 / 123	100	0 / 49	0 / 30	100	0 / 8	0 / 1	100
シマジン	0 / 225	0 / 123	100	0 / 49	0 / 30	100	0 / 8	0 / 1	100
チオベンカルブ	0 / 225	0 / 123	100	0 / 49	0 / 30	100	0 / 8	0 / 1	100
ベンゼン	0 / 344	0 / 152	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
セレン	0 / 459	0 / 175	100	0 / 80	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2 / 960	0 / 207	100	0 / 801	0 / 75	100	0 / 24	0 / 1	100
ふっ素	35 / 440	11 / 162	93.2	(海域には適用しない)			0 / 24	0 / 1	100
ほう素	1 / 340	1 / 147	99.3	(海域には適用しない)			0 / 8	0 / 1	100
合 計	46 / 10,477	13 / 222	94.1	0 / 2,402	0 / 80	100	0 / 226	0 / 1	100

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数
a : 環境基準未達成地点数 b : 全測定地点数
環境基準達成率(%) = $\frac{b-a}{b} \times 100$

表14 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等

(1) BOD又はCOD
①河川

水域名	環境基準		採水地点(市町名)	BOD経年変化(単位mg/L)75%値			備考
	類	型		11年度	19年度	20年度	
猪名川	上流	A(BOD2mg/L以下)	銀橋(川西市)	0.9	0.9	1.1	1.0
	下流(1)	B(BOD3mg/L以下)	軍行橋(伊丹市)	1.0	0.8	1.1	0.9
	下流(2)	D(BOD8mg/L以下)	中園橋(尼崎市)	2.7	1.9	1.6	1.5
神崎川		H13.3.30	利倉橋(豊中市)	8.5	* 11	* 10	* 9.6
		H13.3.30	辰巳橋(尼崎市)	3.2	2.1	1.4	2.0
庄下川		H3.3.29	尾浜大橋(尼崎市)	2.1	2.0	1.9	2.1
		H3.3.29	尾浜橋(尼崎市)	3.1	2.5	2.1	2.7
武庫川	上流	A(BOD2mg/L以下)	大橋(三田市)	1.5	1.1	1.4	1.3
	中流	B(BOD3mg/L以下)	百間樋(宝塚市)	2.0	1.3	1.5	1.1
	下流	C(BOD5mg/L以下)	甲武橋(尼崎市)	1.5	1.8	2.0	1.3
夙川		H3.3.29	夙川橋(西宮市)	1.0	1.1	1.7	0.6
		S60.3.22	福田橋(神戸市)	2.2	2.0	1.7	1.7
明石川	上流	B(BOD3mg/L以下)	上水源取水口(神戸市)	1.2	1.2	1.1	1.2
	下流	C(BOD5mg/L以下)	嘉永橋(明石市)	4.8	1.4	3.5	2.2
伊谷川		S60.3.22	二越橋(神戸市)	2.6	1.5	1.3	1.8
		S60.3.22	谷八木橋(明石市)	* 19	2.6	3.0	2.2
喜瀬川		H1.3.22	野添橋(播磨町)	* 10	5.1	4.4	2.8
	上流	A(BOD2mg/L以下)	井原橋(丹波市)	0.8	0.8	1.0	1.2
加古川	下流	B(BOD3mg/L以下)	板波橋(西脇市)	2.2	1.3	1.0	1.0
	下流	B(BOD3mg/L以下)	加古川橋(加古川市)	2.2	2.1	1.3	1.7
志染川		S60.3.22	坂本橋(神戸市)	0.9	1.1	1.1	0.6
		H6.3.1	十五社橋(加古川市)	* 8.0	3.3	2.7	2.3

水域名	環境基準		採水地点(市町名)	BOD経年変化(単位mg/L)75%値			備考
	類	型		11年度	19年度	20年度	
市川	上流	A(BOD2mg/L以下)	神崎橋(福崎町)	0.9	1.3	1.4	1.0
	下流	B(BOD3mg/L以下)	仁豊野橋(姫路市)	1.4	1.2	1.3	1.3
船場川	上流	B(BOD3mg/L以下)	工業用水取水点(姫路市)	1.6	1.5	1.5	1.3
	下流	C(BOD5mg/L以下)	保城橋(姫路市)	1.5	1.5	1.4	1.1
夢前川	上流	A(BOD2mg/L以下)	加茂橋(姫路市)	6.1	4.0	3.0	3.6
	下流	B(BOD3mg/L以下)	蒲田橋(姫路市)	1.2	1.2	1.1	0.9
揖保川	上流	A(BOD2mg/L以下)	京見橋(姫路市)	1.2	1.4	1.1	1.0
	下流	A(BOD2mg/L以下)	穴栗橋(穴栗市)	0.7	0.6	0.6	0.5
千種川	上流	B(BOD3mg/L以下)	竜野橋(たつの市)	0.7	0.7	0.7	0.7
	下流	A(BOD2mg/L以下)	王子橋(姫路市)	1.2	0.9	0.8	0.8
円山川	上流	A(BOD2mg/L以下)	室橋(穴栗市)	0.8	0.9	1.0	0.9
	下流	A(BOD2mg/L以下)	隈見橋(上郡町)	1.1	1.5	1.1	1.2
竹野川	上流	A(BOD2mg/L以下)	坂越橋(赤穂市)	1.0	1.5	1.5	1.5
	下流	B(BOD3mg/L以下)	上小田橋(養父市)	0.9	0.6	0.7	0.6
佐津川	上流	A(BOD2mg/L以下)	上ノ郷橋(豊岡市)	0.6	0.6	0.6	0.5
	下流	A(BOD2mg/L以下)	立野大橋(豊岡市)	0.8	0.5	0.5	0.5
矢田川	上流	A(BOD1mg/L以下)	竹野新橋(豊岡市)	0.5	0.5	0.5	< 0.5
	下流	A(BOD1mg/L以下)	佐津川橋(香美町)	0.6	0.7	0.5	0.5
岸田川	上流	A(BOD2mg/L以下)	細野橋(香美町)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	下流	A(BOD1mg/L以下)	油良橋(香美町)	0.5	0.5	0.6	0.6
蓬川	上流	A(BOD2mg/L以下)	高富橋(新温泉町)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	下流	A(BOD2mg/L以下)	清富橋(新温泉町)	0.5	0.7	0.5	0.7
野田川	上流	—	琴浦橋(尼崎市)	1.8	3.5	2.3	2.0
	下流	—	九郎橋上流(西宮市)	2.4	4.6	4.4	2.6
住吉川	上流	—	住吉川橋(神戸市)	0.9	0.8	0.7	0.5
	下流	—	昌平橋(神戸市)	0.6	1.0	0.6	0.9
新湊川	上流	—	南所橋(神戸市)	4.1	1.5	1.4	1.1
	下流	—	日笠歩道橋(高砂市)	4.8	5.4	3.6	1.0
法華山谷川	上流	—	千鳥大橋(高砂市)	6.1	4.0	2.8	1.8
	下流	—	国道2号線ハラス下(姫路市)	4.5	2.2	2.0	1.9
大津茂川	上流	—	大平橋(姫路市)	3.8	1.7	1.5	1.5
	下流	—	潮橋(洲本市)	5.7	5.5	2.9	2.2
洲本川	上流	—	脇田橋(南あわじ市)	2.2	3.2	1.8	1.4
	下流	—					

H18年度までは久美川流末

②海域

水域名	環境基準		達成期間	採水地点	COD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
	類型	類型指定年月日			11年度	19年度	20年度	21年度	
大阪湾	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市東部沖1	3.8	4.2	3.9	3.5	
	B(COD3mg/L以下)	S46.12.28	ロ	西宮市沖1	4.1	5.3	5.0	4.9	
	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	ハ	神戸市東部沖2	* 3.2	* 4.0	* 3.8	* 3.2	
	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	ニ	西宮市沖2	* 3.4	* 4.3	* 4.0	* 3.7	
	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	ホ	神戸市東部沖3	* 2.9	* 3.9	* 3.7	* 2.8	
大阪湾	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	ロ	神戸市中央部沖	2.0	* 3.6	* 3.2	* 2.7	
	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市東部沖4	* 2.5	* 3.4	* 2.9	* 2.4	
	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市西部沖1	1.7	1.7	2.0	1.7	
	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市西部沖2	1.9	1.7	1.9	1.7	
	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本内港内	2.0	2.3	2.2	1.9	
播磨海	B(COD3mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本外港内	2.3	2.0	1.8	2.1	
	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	津名港内	2.5	3.1	2.4	2.4	H14年度まで志筑港内
	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	ロ	材木橋	4.8	4.1	5.0	4.4	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港内	1.8	1.9	1.7	1.8	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	別府港内	3.0	3.2	3.0	2.5	
播磨灘	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂本港内	2.9	3.0	2.6	3.5	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂西港港口先	2.6	2.8	2.7	2.9	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	大塩港内	3.1	3.8	3.2	3.3	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	東部工業港内	2.8	3.0	3.0	2.7	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	飾磨港内1	4.0	3.7	3.4	4.3	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	広畑港内	2.9	2.7	2.8	3.1	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	網干港内	3.4	3.2	3.3	3.0	
	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	材木港内	3.0	3.2	3.1	3.3	
	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	二見港沖	2.8	2.1	2.0	2.3	
	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	別府港沖	2.5	2.1	2.2	2.2	
	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂西港沖	2.7	2.7	2.6	2.4	
播磨灘	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	イ	白浜沖	2.6	2.6	2.7	2.6	
	A(COD2mg/L以下)	S46.5.25	イ	飾磨港沖	3.0	2.7	2.8	* 3.1	
	A(COD2mg/L以下)	S46.5.25	イ	網干港沖	2.9	2.6	3.0	3.0	
	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港沖	1.8	1.8	1.8	2.0	
	A(COD2mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石林崎沖	1.9	1.9	1.9	1.9	
播磨灘	A(COD2mg/L以下)	S46.5.25	イ	別府港沖合	* 2.2	1.8	1.8	2.0	
	A(COD2mg/L以下)	S46.5.25	イ	東部工業港沖合	* 2.6	* 2.6	* 2.6	* 2.4	

水 域 名	環 境 基 準		採水地点	C O D 経年変化(単位mg/L) 75%値					備考
	類 型	類型指定年月日		達成期間	11年度	19年度	20年度	21年度	
播磨灘 北西部海域	A(COD2mg/L以下)	S49.5.13	口	赤穂市中央部沖	* 2.5	* 2.4	* 2.6	* 2.3	
				赤穂市東部沖	* 2.4	* 2.2	* 2.4	* 2.4	
淡路島 西部南部海域	A(COD2mg/L以下)	S52.3.29	イ	淡路市浜沖	1.8	1.8	1.8	1.8	
				淡路市撫沖	1.9	1.9	1.7	1.8	
				南あわじ市慶野沖	1.9	2.0	1.8	1.8	
				南あわじ市鳥取沖	1.6	1.6	1.6	1.5	
山陰海岸 地先海域	A(COD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	南あわじ市白崎沖	1.8	1.6	1.6	1.5	
				豊岡市津居山沖	1.4	1.4	1.3	1.4	
				豊岡市冠島沖	1.2	1.2	1.3	1.3	
				豊岡市浜須井沖	1.1	1.3	1.3	1.3	
				香美町無南垣沖	0.9	1.3	1.3	1.2	
津居山港海域	B(COD3mg/L以下)	S51.1.23	イ	新温泉町鬼門崎沖	1.0	1.4	1.1	1.4	
				津居山港内	2.0	1.3	1.9	2.1	

③湖沼

水域名	環境基準		採水地点（市町名）	COD経年変化（単位mg/L）75%値			備考
	種類	類型		11年度	19年度	20年度	
千苅水源池	A（COD 3 mg/L以下）	S53.3.24	取水塔前（神戸市）	* 3.3	* 3.6	* 4.0	* 3.3

- 備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。
- 2 暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。
- 3 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的すみやかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。
- 4 BOD、CODの経年変化欄の数字は、調査期間のn個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、 $n \times 0.75$ 番目にくる数値を示す。
- 5 *印は、測定値が環境基準未達成のものを示す。
- 6 BOD：水中の汚濁物（有機物など）が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のこと、この数値が大きいかほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。
- COD：水中の汚濁物（有機物など）を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のこと、この数値が大きいかほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

(2) 全窒素、全磷
① 海域

水域名	環境基準			採水地点	※1 水域内年平均値 (mg/L)						備考			
	類	型	類型指定年月日		全窒素			全磷						
					11年度	19年度	20年度	21年度	11年度	19年度		20年度	21年度	
大阪湾	IV	全窒素 1 全磷 0.09	mg/L以下 mg/L以下	H7. 2. 28	兵庫県2地点 大阪府3地点 (全5地点)	0.73	0.61	0.69	0.55	0.067	0.062	0.065	0.069	
	"	(口)		H7. 2. 28	兵庫県3地点 大阪府4地点 (全7地点)	0.49	0.42	0.43	0.34	0.042	0.045	0.046	0.044	
	"	(ハ)		H7. 2. 28	兵庫県5地点 大阪府5地点 (全10地点)	0.35	0.28	0.26	0.21	0.030	* 0.032	* 0.031	* 0.032	
播磨灘	III	全窒素 0.6 全磷 0.05	mg/L以下 mg/L以下	H8. 6. 4	全1地点	0.31	0.22	0.19	0.22	0.027	0.028	0.028	0.028	
	"	(口)		H8. 6. 4	全3地点	0.36	0.25	0.22	0.22	0.031	0.030	0.031	0.031	
	"	(ハ)		H8. 6. 4	全2地点	0.43	0.37	0.30	0.31	0.032	0.037	0.041	0.036	
	"	(ニ)		H8. 6. 4	全5地点	0.31	0.22	0.20	0.19	0.025	0.026	0.029	0.025	
播磨灘西北部	II	全窒素 0.3 全磷 0.03	mg/L以下 mg/L以下	H9. 4. 28	兵庫県3地点 岡山県3地点 (全5地点)	0.26	0.20	0.18	0.18	0.027	0.027	0.026	0.024	兵庫県と岡山県で1地点重複して測定
淡路島西部南部	II	全窒素 0.3 全磷 0.03	mg/L以下 mg/L以下	H8. 6. 4	全5地点	0.28	0.19	0.18	0.16	0.020	0.025	0.026	0.025	

②湖沼

水域名	環境基準			採水地点 (市町名)	年平均値 (mg/L)			備考	
	類	型	類型指定年月日		全 磷				
					19年度	20年度	21年度		
千 苅 水 源 池	Ⅱ	全磷 0.01 mg/L以下 (暫定目標、22年度まで適用) 全磷 0.019 mg/L以下	H14.4.30	二	取水塔前 (神戸市)	0.019	* 0.026	* 0.023	

備考

- 1 水域内年平均値
水域内測定地点の表層の平均値
- 2 判定
- 3 水域内年平均値により判定し、暫定目標が定められている水域については、暫定目標値により判定した。
環境基準の達成期間「Ⅱ」は直ちに達成、「Ⅲ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。
- 4 湖沼の環境基準については、全磷のみ設定している。

表15 地下水質の状況（調査区分別総括表、環境基準超過の状況）

(1) 地下水質調査機関別測定地点数総括表（概況調査）

調査種別	概況調査																			
	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		小計①	
	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
測定地点数	2	0	35	0	9	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	101	0
区分																				
項目																				
カドミウム	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
全シアン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
鉛	1	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	7	0	5	0	99	0
六価クロム	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
砒素	1	0	35	0	9	0	15	1	4	4	5	5	18	1	6	1	4	0	97	3
総水銀	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
アルキル水銀	1	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	82	0
PCB	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
ジクロロメタン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
四塩化炭素	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
1,2-ジクロロエチン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
1,1-ジクロロエチレン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	5	0	5	0	98	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	5	0	5	0	98	0
1,1,1-トリクロロエチン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	5	0	5	0	98	0
1,1,2-トリクロロエチン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
トリクロロエチレン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	5	0	5	0	98	0
トクロロエチレン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	5	0	5	0	98	0
1,3-ジクロロプロパン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
チウラム	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
シマジン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
チオベンカルブ	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
ベンゼン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
セレン	2	0	35	0	9	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	5	0	101	0
硝酸・亜硝酸性窒素	2	0	35	3	9	0	15	2	4	4	5	5	15	0	7	0	5	0	97	5
ふっ素	2	0	31	0	7	0	15	0	4	4	5	5	15	0	8	1	3	0	90	1
ほう素	2	0	35	0	8	0	15	0	4	4	5	5	18	0	8	0	4	0	99	0
合計	2	0	35	3	9	0	15	3	4	4	5	5	18	1	8	2	5	0	101	9

(2) 地下水質調査機関別測定地点数総括表(継続監視調査)

調査種別	継続監視調査										合計 ①+②										
	国土交通省	兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	加古川市	宝塚市	太子町		小計②									
測定地点数	2	85	5	27	4	11	17	18	6	9	184	285									
区分 項目	総地点数	2	85	5	27	4	11	17	6	9	184	285									
	超過地点数	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2	2								
鉛	1	2	-	-	-	-	4	0	-	-	11	110									
砒素	2	-	2	4	1	0	8	1	2	-	27	124									
四塩化炭素	-	3	0	-	3	0	-	-	0	-	6	107									
1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	11	0	-	-	-	11	112									
1,1-ジクロロエチレン	-	48	2	8	0	11	0	9	0	-	89	187									
トリス(1,2-ジクロロエチレン)	-	48	6	8	2	11	3	9	2	10	90	188									
1,1,1-トリクロロエチレン	-	48	0	-	3	0	11	4	0	9	85	183									
1,1,2-トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	11	0	4	0	-	15	116									
トリクロロエチレン	-	48	6	8	1	11	5	9	1	9	98	196									
テトラクロロエチレン	-	48	13	7	2	3	0	11	3	9	98	196									
硝酸・亜硝酸性窒素	-	34	8	15	7	-	-	3	3	4	56	153									
ふっ素	-	1	1	3	2	-	-	3	3	-	13	103									
ほう素	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	3	102									
合計	2	85	38	27	13	4	1	11	11	17	12	18	2	6	5	9	0	184	89	285	98

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

(3) 概況調査で平成21年度に新たに環境基準を超過した地点

市町名	地区名	物質名	検出値(mg/l)
姫路市	香寺町土師	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12
姫路市	夢前町山之内	砒素	0.02
姫路市	夢前町古瀬畑	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11
西宮市	東町	砒素	0.13
加古川市	尾上町長田	砒素	0.012
加古川市	志方町大沢	フッ素	0.9
加西市	朝妻町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11
南あわじ市	広田	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11
福崎町	栗田原	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12

(4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表①

地区名	MESH 番号	鉛		砒素		四塩化炭素		1,2-ジクロロ エタン		1,1-ジクロロ エタン		1,1,1-トリクロロ エタン		1,1,2-トリクロロ エタン		トリクロロ エチレン		テトラクロロ エチレン		揮発性窒素及び 亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素				
		mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	
神戸市	東灘区本山北町			0.028	1/1																							
	東灘区本山南町																											
	灘区浜田町																											
	垂水区大町																											
	北区道場町			0.026	1/1																							
姫路市	伊伝居																											
	河間町																											
	北条宮の町																											
	神田																											
	別所町佐土																											
	六角																											
	青山																											
	林田町上伊勢																											
	飾東町山崎																											
	飾磨区香在家																											
西宮市	家島町真浦																											
	香寺町土師																											
	東塚口町																											
	築地区																											
	南清水																											
	藤江																											
	大久保町																											
	魚住町																											
	前浜町																											
	鞍掛町																											
西宮市	浜臨町																											
	浜町																											
	松原町																											
	南甲子園2丁目																											
	段上町2丁目																											
	段上町2丁目																											
	段上町3丁目																											
	下大市東町																											
	大島町																											
	名塩軍久保																											
生瀬町2丁目																												
山口町金仙寺																												
山口町名茶2丁目																												
山口町下山口3丁目																												

(4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表②

地区名	ME/SI 番号	鉛	砒素	四塩化炭素	1,2-ジクロロ エタン		1,1,1-トリクロロ エタン		1,1,2-トリクロロ エタン		1,1,2-トリクロロ エタン		トリクロロ エチレン		テトラクロロ エチレン		揮発性窒素及び 亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		
					mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L
洲本市	3341																						
芦屋市	0132				ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0.0041	0/3						
昆陽	0165				ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND								
東野	0176			ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND							
伊丹市	0177				0.04~ 0.051	2/2	ND~ 0.006	0/2	0.1~0.19	0/2	0/2	0/2	0.006~ 0.007	0/2	0.0052~ 0.028	1/2							
千禮	0166																5.1	0/1					
緑ヶ丘	0176			ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	0.0007	0/1								
幸町	2222	ND	0/1	ND	0/1																		
豊岡市	2213		0.012	1/1																			
平岡町	0635				ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1							
野口町水足	0654	ND	0/4		ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	1.3~12	1/4							
尾上町池田	0643				ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND								
尾上町長田	0643				ND	0/1	0.45	1/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	0.0007	0/1							
平岡町土山	0635				ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1							
別府町新野辺	0633		ND~ 0.01	0/4																			
別府町西脇	0634		ND~ 0.006	0/3																			
別府町栗町	0633		0.01	0/1																			
高司	0174																				0.5	0/1	
高松町	0174																				0.5	0/1	
武庫山	0183																				3.7	1/1	
仁川高台	0164		ND~ 0.022	1/2																	0.4~ 7.4	1/2	ND~4.9
千種	0174																				0.9	1/1	
別所町真蓮田	0678																0.9~2.6	0/2					
大村	0688				ND	0/3	ND~0.01	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0.006	0/3						
別所町高木	0688				ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	0.0006	0/1							
福井	0679				ND	0/2	0.004~ 0.63	1/2	ND	0/2	ND	0/2	0.006~ 0.13	1/2	0.0074~ 0.51	1/2							
志染町吉田	0470																						
平井	0480				ND	0/2	ND~0.08	1/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0.14	0.0032~ 0.32	1/2							
高砂町北瀬海町	0642																					9.4	0/1
高砂町鶴治屋町	0642																					15	1/1
高砂町芥郷町	0642																					7.2	0/1
小野地区	0707				0.004~ 0.006	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	0.014~ 0.019	0/2	0.0007~ 0.0012	0/2							
上新町	0707				ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	0.0006	0/1							
垂井町	0707				ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	0.0061	0/1							
北条町北条	0753				ND	0/3	ND~0.19	1/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0.029	ND~0.015	1/3							
山下町	0742																					6.1~7.9	0/2
国正町	0767																					5.7	0/1

(4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表③

地区名	ME-SH 番号	鉛		砒素	四塩化炭素	1,2-ジクロロ エタン		1,1,2-ジクロロ エチレン	1,1,1-トリクロロ エタン	1,1,1-トリクロロ エタン	1,1,2-トリクロロ エタン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	揮発性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ぼう素	
		mg/L	m/n			mg/L	m/n										mg/L
南あわ じ市	3471																
	3599																
朝来市	2602	0.015~ 0.028	2/2														
	3395																
淡路市	3355																
	3356																
	3366																
	1092																
大鷲市	0521																
	0757																
加東市	0746																
	0737																
たつの 市	0991																
	0991																
	0972																
	1002																
	1012																
猪名川 町	0235																
	0254																
稲美町	0645																
	0635																
市川町	2810																
	0982																
太子町	0992																
	0993																
合計																	

m: 環境基準超過検体数

n: 検体数

<参考>

平成21年度継続監視調査実施市町(地区数)

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
5	12	3	3	16	1	1

伊丹市	豊岡市	加古川市	宝塚市	三木市	高砂市	小野市
5	2	8	5	6	3	3

加西市	南あわじ市	朝来市	淡路市	宍粟市	加東市	たつの市
3	2	1	4	1	4	6

猪名川町	稲美町	播磨町	市川町	太子町
2	1	1	1	7

26 市町
106 地区

表16 ダイオキシン類調査結果（大気）

	大気中濃度(pg-TEQ/m ³)													
	5月	8月	11月	2月	21年度 年平均値	20年度 年平均値	19年度 年平均値	18年度 年平均値	17年度 年平均値	16年度 年平均値	15年度 年平均値	14年度 年平均値	13年度 年平均値	12年度 年平均値
芦屋市 山手小学校 ※1	-	-	-	-	-	0.013	0.026	0.022	0.010	0.040	0.018	0.051	0.039	0.057
伊丹市 消防署 ※2	0.015	0.100	0.018	0.010	0.036	0.013	0.024	0.061	0.018	0.074	0.041	0.059	0.39	0.52
宝塚市 よりあいひろば	0.013	0.012	0.019	0.016	0.015	-	0.023	0.020	0.014	0.027	0.023	0.045	0.065	0.17
川西市 市保健センター	0.015	0.016	0.011	0.015	0.014	-	0.022	0.024	0.026	0.033	0.040	0.068	0.060	0.20
三田市 市役所測定局	-	-	-	-	-	0.017	-	0.020	0.027	0.027	0.023	0.033	0.079	0.14
高砂市 市役所測定局	0.026	0.023	0.034	0.019	0.026	0.022	0.037	0.043	0.062	0.076	0.069	0.092	0.12	0.15
播磨町 町役場測定局	-	-	-	-	-	-	0.037	0.030	0.054	0.070	0.049	0.072	0.13	0.051
三木市 市役所	-	-	-	-	-	-	0.035	0.031	0.045	0.037	0.047	0.10	0.089	0.14
西脇市 西脇市保健福祉公社 (旧 西脇健康福祉事務所)	0.014	0.016	0.021	0.045	0.024	0.013	0.020	0.025	0.019	0.040	0.047	0.040	0.062	0.14
たつの市 市役所測定局	0.029	0.028	0.025	0.017	0.025	0.024	0.030	0.031	0.031	0.059	0.051	0.046	0.054	0.14
赤穂市 市役所測定局	0.019	0.019	0.016	0.011	0.016	-	0.024	0.033	0.027	0.039	0.055	0.048	0.059	0.11
太子町 町役場測定局	-	-	-	-	-	-	0.036	0.035	0.034	0.048	0.053	0.046	0.099	0.096
宍粟市 山崎市民局	-	-	-	-	-	0.019	-	0.021	0.027	0.027	0.040	0.037	0.066	0.059
豊岡市 豊岡総合庁舎	0.009	0.010	0.009	0.011	0.010	0.010	0.015	0.013	0.014	0.048	0.022	0.028	0.041	0.087
丹波市 柏原総合庁舎測定局	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	0.010	0.013	0.011	0.024	0.015	0.021	0.025	0.044	0.062
洲本市 洲本総合庁舎	0.014	0.016	0.012	0.015	0.014	0.026	0.027	0.021	0.045	0.086	0.041	0.071	0.15	0.12
年平均値の平均値					0.019	0.017	0.026	0.028	0.030	0.047	0.040	0.054	0.097	0.14

※1 平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定

※2 平成13年度までは、市役所で測定、平成14年度から消防署で測定。

注1) 各異性体実測定量下限値:0.01~0.05 pg/m³

毒性等価係数WHO-TEF(1998)、検出下限値未滿は検出下限値の1/2で算出。

注2) 平成14年度からサンプリング期間が1週間となっている。

表17 ダイオキシン類調査結果（河川）

水域名	地点名	所在市町	ダイオキシン類	
			水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
左門殿川（神崎川）	辰巳橋	尼崎市	0.18	66
昆陽川	尾浜橋	尼崎市	0.49	5.8
庄下川	庄下川橋	尼崎市	0.49	5.8
喜瀬川	野添橋	播磨町	0.12	0.33
別府川	十五社橋	加古川市	0.54	0.86
法華山谷川	千鳥大橋	高砂市	0.20	0.90
天 川	日笠歩道橋	高砂市	0.11	17
市川上流	神崎橋	福崎町	0.068	0.36
千種川下流	隈見橋	上郡町	0.066	0.23
	坂越橋	赤穂市	0.074	0.22
円山川上流	上小田橋	養父市	0.064	0.21

表18 ダイオキシン類調査結果（海域）

水域名	地点名	ダイオキシン類	
		水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
播磨灘	高砂本港内	0.11	12
	大塩港内	0.17	20
	飾磨港内 1	0.073	18
	別府港沖	0.12	0.30
	網干港沖	0.080	11
	南あわじ市慶野沖	0.067	8.5
日本海	津居山港内	0.064	1.2

表19 ダイオキシン類調査結果（土壌）

地点名		(pg-TEQ/g)
		ダイオキシン類
明石市	王子2丁目公園	0.041
伊丹市	伊丹市役所	8.3
宝塚市	安倉下の池公園	0.00096
三田市	あかしあ台公園	0.0027
丹波市	県立丹波の森公苑グラウンド	0.021

【参考】

平成20年度環境省及び国土交通省実施 ダイオキシン類全国調査結果
水質・底質・地下水のダイオキシン類濃度

環境媒体	最小値	最大値
公共用水域 水質 (地点数 1714)	0.013	3.0
公共用水域 底質 (地点数 1398)	0.067	540
土 壌 (地点数 1073)	0	190

(水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g、土壌：pg-TEQ/g)

1 環境基準等

- (1) 大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月環境庁告示第25号、ただし二酸化窒素については昭和53年7月告示、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月告示、ジクロロメタンについては平成13年4月告示、微小粒子状物質については平成21年9月告示)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- [備考] 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2)水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正平成21年11月30日環境庁告示第78号)

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	1、千種川上流(千種町室橋から上流) 2、岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点より上流) 3、矢田川上流(秋岡橋より上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	1、猪名川上流(箕面川合流点より上流) 2、武庫川上流(三田市大橋から上流) 3、加古川上流(篠山川合流点より上流) 4、市川上流(仁豊野橋より上流) 5、夢前川上流(蒲田橋より上流) 6、揖保川上流(林田川合流点より上流) 7、千種川下流(千種町室橋から下流) 8、円山川上流(出石川合流点より上流) 9、岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点より下流) 10、矢田川下流(秋岡橋より下流) 11、竹野川(全域) 12、佐津川(全域)
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下	1、猪名川下流(1)(箕面川合流点より下流及び藻川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。) 2、神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 3、武庫川中流(三田市大橋より仁川合流点まで) 4、明石川上流(伊川合流点より上流) 5、加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 6、加古川下流(山陽線鉄橋より下流) 7、市川下流(仁豊野橋より潮止えん堤まで) 8、夢前川下流(蒲田橋より潮止えん堤まで) 9、揖保川下流(林田川合流点より下流) 10、円山川下流(出石川合流点から港大橋まで) 11、志染川(吞吐ダム上流端から上流) 12、船場川上流(保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1、武庫川下流(仁川合流点より下流) 2、明石川下流(伊川合流点より下流) 3、伊川(伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流) 4、庄下川(本流全域) 5、昆陽川(本流全域) 6、夙川(本流全域) 7、船場川下流(保城橋から下流) 8、別府川(本流全域)
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	1、猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで) 2、喜瀬川(本流全域)

E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/L 以上	—	1、福田川(本流全域) 2、谷八木川(本流全域)
項目							
類型	利用目的の適 応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
	測定方法	規格 12.1 に 定める 方法又は ガラス電 極を用い る水質自 動監視測 定装置に よりこれ と同程度 の計測結 果の得ら れる方法	規格21に 定める方 法	付表8に 掲げる方 法	規格32に 定める方 法又は隔 膜電極を 用いる水 質自動監 視測定装 置により これと同 程度の計 測結果の 得られる 方法	最確数に よる定量 法	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。) 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階 (試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。 							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

- 水産3級 : コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)
備考	1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)	

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100ml 以下	
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	千苺水源池 (千苺ダムのえん堤 及びこれに接続す る陸岸に囲まれた 水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—	—
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格17に定め る方法	付表8に掲 げる方法	規格32に定 める方法又は 隔膜電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	最確数によ る定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苜水源池(千苜ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域) ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標(平成22年度)全磷0.019 mg/L
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3 又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
測定方法	規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1 (1) による。）	
備考		

イ 海域
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml 以下	検出され ないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格17に定め る方法(ただし、B タイプの工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の利 水点における測 定方法はアルカ リ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得 られる方法	最確数に よる定量 法	付表10に 掲げる方 法	
<p>備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2 \text{ S}_2 \text{ O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) f Na₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域 (二) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾(ロ) 播磨海域 (イ)(ロ)(ハ)
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾(イ)
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下
測定方法	規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)	
備考		

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成 21 年 11 月環境省告示第 79 号)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 	

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 22 年 6 月環境省告示第 37 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg、0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg 及び 0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(5) 騒音に係る環境基準 (平成10年9月環境庁告示第64号)

地域の 類型	基準値		各類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	都道府県知事が指定する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては、45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

* 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

(6) 自動車騒音に係る要請限度 (平成12年3月総理府令第150号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は敷地境界線から20メートルの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(7) 道路交通振動に係る要請限度 (昭和51年11月総理府令第58号)

時間の区分 区域の区分	昼間(dB)	夜間(dB)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- 2 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

(8) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年12月環境庁告示第154号)

地域の類型		基準値 (単位WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

(9) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月環境庁告示第46号)

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

(10) ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、平成 14 年環境省告示第 46 号、平成 21 年環境省告示第 11 号）

媒体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 		

- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(参考)

用語解説

1. 環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

2. 大気汚染、自動車公害関係

(1) 大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

- ・ 長期的評価：大気汚染に係る地域の状況を長期的に把握し、施策の効果などを的確に判断するため、年間を通じて測定値を評価するもの。
- ・ 短期的評価：大気汚染に係る環境基準は1時間値及び1日平均値について定められており、これらについて評価したもの。

(2) 二酸化硫黄（SO₂）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫酸化物のうち二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

(3) 二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物（NO_x）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（N）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素（O）と結合して、一酸化窒素（NO）が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO₂）となる。

(4) 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm（マイクロメートル）以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中の光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

(5) 光化学オキシダント（O_x）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

(6) 一酸化炭素（CO）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

(7) 有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど22の物質が優先取組物質とされている。

(8) ベンゼン

ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剤等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。

(9) トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発ガン性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(10) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発ガン性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発ガン性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(11) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発ガン性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発ガン影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。

(12) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}: Particulate Matter 2.5)

大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5 μ m (マイクロメートル) 以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

(13) 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられるpHの低い(酸性度の強い)雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。

(14) アスベスト

アスベストは、石綿(いしわた、せきめん)とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称です。代表的なものとしてはクリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)及びアモサイト(茶石綿)があります。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫がありますが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされています。

(15) 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。

(16) WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise level)

航空機騒音の大きさをあらゆる単位(いわゆる「うるささ指数」)。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。

(17) dB (デシベル)

音や振動の大きさの単位で、測定した音(振動)のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3dB、10倍になれば10dB、100倍になれば20dB増加する。

3. 水質汚濁関係

(1) 生物化学的酸素要求量 (BOD:Biochemical Oxygen Demand)

河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量を mg/リットルで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(2) 化学的酸素要求量 (COD:Chemical Oxygen Demand)

海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/リットルで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

(4) 全窒素、全リン

全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全リンとは無機態リン（リン酸態リン）及び有機態リンの総量をいう。海域などで窒素やリンの濃度が必要以上に高くなると、植物プランクトンの増殖が活発化し、水質が悪化するといういわゆる富栄養化が進行する。

(5) 富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

4. ダイオキシン類関係

(1) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。

これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(Cl)からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが最も毒性が強い。

(2) 毒性等量 (TEQ:Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類には多くの異性体があり、異性体ごとに毒性が異なるため、各異性体の濃度に、最も毒性の強い、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1とした場合の毒性等価係数を掛けて表したダイオキシン類の量をいう。